

3日目（6月5日）

第2回福生市議会定例会会議録（第8号）

平成20年6月5日福生市議会議場に第2回福生市議会定例会が開催された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 番	武藤 政義君	2 番	清水 義朋君	3 番	末次 和夫君
4 番	杉山 行男君	5 番	乙津 豊彦君	6 番	堀 雄一朗君
7 番	原田 剛君	8 番	奥富 喜一君	9 番	阿南 育子君
10 番	高橋 章夫君	11 番	原島 貞夫君	12 番	串田 金八君
13 番	田村 昌巳君	14 番	増田 俊一君	15 番	大野 聡君
16 番	羽場 茂君	17 番	青海 俊伯君	18 番	大野 悦子君
19 番	田村 正秋君	20 番	小野沢 久君		

1 欠席議員は次のとおりである。

な し

1 欠員は次のとおりである。

な し

1 出席説明員は次のとおりである。

市 長	加藤 育男君	副 市 長	高橋 保雄君	教 育 長	宮城 眞一君
企画財政 部 長	大越 英世君	総務部長	野崎 隆晴君	総 務 部 事 参 事	田中 益雄君
市民部長	野島 保代君	生活環境 部 長	森田 秀司君	福祉部長	星野恭一郎君
子 ど も 家庭部長	町田 正春君	都市建設 部 長	小 峯 勝君	会 管 理 計 者 選 挙 管 理 会 長 委 員 会 長 事 務 局 長	小林 重雄君
教育次長	宮田 満君	参 事	川越 孝洋君		榎戸 宏君
監査委員 事務局長	伊藤 章一君				

1 議会事務局職員は次のとおりである。

議会事務 局 長	吉野 栄喜君	議会事務局 次 長	高木 裕子君	次長補佐兼 議事係長	大内 博之君
臨時速記 事務補佐員	大迫 曄子君				

1 本日の議事日程は次のとおりである。

平成20年第2回福生市議会定例会議事日程（3日目）

開議日時 6月5日（木）午前10時

日程第1 一般質問

日程第2 陳情第20－2号 「同居家族がいても生活援助サービスが受けられる」厚生労働省通達（事務連絡）を徹底させる陳情書
(審査報告)

日程第3 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例）

日程第4 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（福生市都市計画税条例の一部を改正する条例）

日程第5 報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

日程第6 報告第5号 専決処分の承認を求めることについて〔平成20年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）〕

日程第7 議案第33号 福生市手数料条例の一部を改正する条例

日程第8 議案第34号 福生市営住宅条例の一部を改正する条例

日程第9 議案第35号 福生市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例

日程第10 議案第36号 福生市基本構想審議会条例

日程第11 議案第32号 福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日程第12 議案第37号 福生市と羽村市、瑞穂町及び青梅市との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約の変更について

日程第13 議案第38号 東京都市収益事業組合理約の変更について

日程第14 議案第39号 平成20年度福生市一般会計補正予算（第1号）

日程第15 議案第40号 平成20年度福生市老人保健医療特別会計補正予算（第1号）

日程第16 議案第41号 平成20年度福生市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第17 議案第42号 福生市表彰条例に基づく自治功労表彰について

日程第18 議案第43号 福生市表彰条例に基づく自治功労表彰について

日程第19 議案第44号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について

日程第20 陳情第20－4号 高齢者に負担増と差別医療を強いる後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める国への意見書を提出する陳情書

日程第21 陳情第20－5号 下水道使用料の減免についての陳情書

日程第22 陳情第20－6号 議会は使命を果たすことを求める陳情書

午前10時 開議

○議長（原島貞夫君） ただいまから平成20年第2回福生市議会定例会3日目の会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（原島貞夫君） 本日の議事運営については、議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告をお願いします。

（議会運営委員長 大野聰君登壇）

○議会運営委員長（大野聰君） おはようございます。御指名をいただきましたので、昨日の本会議終了後に開催いたしました議会運営委員会の結果につきまして、御報告申し上げます。

本日の日程でございますが、新たに追加された案件はございませんので、昨日残りました一般質問を冒頭をお願いいたしまして、その他の議案等につきましては昨日と同じ順序で編成させていただいております。

以上のとおり、議会運営委員会としては決定しておりますので、よろしく願いいたしまして、報告とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） ただいま委員長から報告されたとおり、本日の議事を進めますので、よろしく願いいたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（原島貞夫君） これより日程に入ります。

日程第1、2日目に引き続き一般質問を行います。

まず、19番田村正秋君。

（19番 田村正秋君質問席着席）

○19番（田村正秋君） おはようございます。それでは、さきに通告いたしました一般質問を行わせていただきます。4点になっておりますので、よろしくお願い申し上げます。

まず一点目といたしまして、教育問題についてお尋ねをいたします。先日の加藤新市長の所信表明の中で、「教育が元気」というふうな非常にすばらしいお話がありましたが、それに沿ってちょっと質問させていただきたいと思います。

小中学校の学力向上に向けてお尋ねいたします。ちょうど3年前に小学校5年、中学2年の都の学力調査で、福生市が最下位であったというふうなニュースがありました。それを受けて市議会でもいろいろな方が質問され、その後に非常にいろいろと学力向上に向けての取り組みを行ってきました。最近では非常にすばらしい成果があったというふうなことも聞いております。また、本年度につきましては小学校1年生の国語と3年生の算数に小学校の授業補助員を配置しまして、拡大展開をしているというふうなことも聞いております。今年度の取り組み、今までの取り組みにつきまして、どのように市長は考えているのか、お願いいたします。

それと、先日もスプリングスクールのことで質問がありました。生活習慣、学習習慣の改善に向けて、市内の中学生を対象に長野県の八ヶ岳で、合宿型体験学習を実施

したというふうなことです。先日もいろいろと議員からも質問がありましたけれども、もう少し細かくお願いをいたします。二つあわせて進捗状況と今後のあり方につきましてお願いをいたします。

続きまして、2点目、後期高齢者医療制度についてでございます。本年4月1日から実施され、75歳以上の方が後期高齢者の対象となるということで、ちょうどこの間は忙しい時期でもありましたし、非常にその争点があったというふうなこともありまして、市民から非常に苦情の意見が聞かれております。

先日、乙津議員が一般質問したときに1503件の苦情があったというふうなことで、今回の国の方で決まってから、そしてそれが地方におりてきてから、非常にスケジュール的に厳しいものがあったかと思うのですが、ただ、やはり理事者側の説明責任が余りにも少なく、それでいろいろチラシとかありますが、高齢者の方はなかなかそういうのを読まないと思うのです。そういったことも含めまして、やはりこれからもうちょっときめ細かいPRや、あるいはそこに市長みずから行ったり、あるいは担当部局が行ったりして、高齢者の制度のあり方について、仕組みについてもう少し細かく懇切丁寧に説明するべきではないかというふうに思うのですが、これからの見通し、そして今後の展開につきましてお尋ねをいたします。

続きまして、3点目、市民参画についてでございます。野澤市政では2期8年間にわたりまして市民参加、協働のまちづくりというふうな形で、いろいろと市民会議を通して計画策定まで、市民の方々といろいろと努力されたというふうに確認しています。しかし、私は、やはり考えるにはこれは野澤市政の2期8年間の第一段階だと思っております。加藤市政に移りましてから、さらにこれをレベルアップしていただきたいというふうに思うのですが、市民参加、先日も所信表明の中でもいろいろと述べておりましたが、やはりもう少し細かく加藤市長が抱いている市民参加につきまして、もう一度お尋ねをしたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

続きまして、集いとにぎわいのあるまちづくりでございます。これにつきましても、「まちが元気」というふうなことで、所信表明の中にうたわれておりました。第3期基本計画の中で「集いとにぎわいのあるまちづくり」というふうなことで、今まではイベントとかそういったものにつきましては非常に成功しているなというふうに思うのですが、今、福生市を取り巻くいろいろな大型店の進出とか、さまざまな、景気が悪くなったりとか、いろいろなことが言われております。そういった中で、これからのまちづくりの中で、にぎわいを取り戻していただく、町が元気というふうな市長の所信表明がありましたが、やはり私たちも同じだと思うのです。ぜひそういった点を加藤市長はどのようにこれから展開されていくのか非常に期待するところであります。ぜひ市長の具体的な意見を聞かせていただきたいと思えます。4点であります、よろしくお願ひいたします。

(市長 加藤育男君登壇)

○市長(加藤育男君) 田村正秋議員さんの御質問にお答えいたします。

初めの教育問題については、教育委員会からお答えいたします。

次に、後期高齢者医療制度等についてでございますが、市としての説明とPRがさらに必要ではないかとのことにつきましては、乙津議員さんの御質問にも答弁をさせていただいておりますが、市民の皆様への周知に際して国における本制度の内容の確定におくれが見られ、市民が最も知りたい具体的な内容等が示されない状況がございました。しかし、そのような状況の中でも、国においてはポスターやリーフレット等を作成して広報活動を実施し、また、市では制度の整合性を保ちながら広報等の実施に努めてまいったところでございます。

この制度等の周知につきましては、これまでに市の広報に3回掲載するとともに、対象者すべての方々に「後期高齢者医療制度のしくみ」等を送付いたしまして、周知を図ってまいりました。3月1日号の広報では1ページ目の一面を使用し、制度の目的、保険料、支払い方法、手続等につきましてQ&Aの形で、なるべく理解しやすいよう紹介してまいりましたが、この制度につきましては広報等だけの紙面で理解することは非常に難しいと考えております。したがって、この制度を理解いただくためには、直接市内に出向いての説明が一番効果的であると考えております。

今後も広報体制の強化、また特に高齢者がお集まりになる場に積極的に出向き、その中でなるべくわかりやすい説明をさせていただきまして、これまでも増して制度の周知を図り、御理解と御協力をお願いしていく所存でございます。

次に、市民参画についての市民参加、協働のまちづくりについての私の考えはどの御質問でございます。平成13年度から始まりました「まちづくり市民フォーラム」をきっかけに、多くの市民の皆様がまちづくりを考える、あるいは関わる機会が生まれてまいりました。現在ではさまざまな計画等の策定で市民参加の機会がふえ、また、環境、景観分野での市民との協働など、市民意識の醸成とともに参加から協働への段階へと進んできていると考えております。

分権型社会の中で、自立した自治体とは自己選択、自己決定、自己責任を自覚し、自分たちの住むちは自分たちで考えるという意識を持った自立した市民が、行政と協働してまちづくりに取り組んでいくということでもあります。

おかげさまで、分野別計画での市民プランの作成への取り組みなど、計画段階での市民参加も進み、また、自然環境、景観等の分野での協働、公園ボランティア活動など市民参加から協働へと前進していることは一つの成果であると考えております。

また、分権型社会での自立したまちづくりは、従来からの課題への取り組みや改革手法にとどまらず、新たな課題に対する取り組みが必要となってきました。少子高齢化の進展など社会環境の変化により健康、環境、子育て、介護といった、今まで私的な領域であった課題は新たな公共の領域としてとらえていかなければならないところまで来ております。この公共の領域の拡大に伴い、公共サービスの提供を市民みずからが担うという意識が広がり、市民活動団体、NPO、民間企業など公共サービスの担い手となり得る意欲と能力を備えた多様な主体があらわれ、そのような市民の皆様と協働する「新しい公共空間」が生まれてきております。

福生市が持続可能な自立したまちとなるためには市民参加、協働というものが不可

欠でございますし、市民のパートナーとしての職員の意識も高まってきているところでございます。したがって、私の行政運営も市民参加、協働を前提といたしまして市民と職員が情報の共有を図りながら、共通の認識を持って進めてまいりたいと存じております。

次に、集いとにぎわいのあるまちづくりについてでございますが、福生市は住宅と商店が調和し、融合しながら発展してきたまちでございます。福生市を取り巻く環境は首都圏中央連絡道の中央自動車道との接続、拝島駅自由通路の完成、また、近隣市町への大型商業施設の出店など大きく変化してきております。

福生市にとって、まちのにぎわいはなくてはならないものでございまして、七夕まつりや商店街まつりなど各種イベントに御協力いただいている市民並びに商店街の方々の活気、そのイベントにおいでいただいている多くの来場者の方々の期待感、これらをどのように生かしていくかが、にぎわいの大きな流れになると考えておるところでございます。その流れをより強いものとしていくためにも、商店街がより活性化し、今後とも多くの人々を引きつけ、にぎわいのある町となるよう、魅力を持った個性的なお店や福生らしさ、福生ならではのといった特色を持った商店街などを、事業者を中心にし、市民と行政も協力し、相互に知恵を出し合い、一体となって築き上げていかなければならないと考えております。その際に、行政としてどのように支援をしていくことができるか、それは商店街や商工会の方々の御意見もお聞きしながら議論していく中で、具体的な施策を実施していきたいと考えております。

これまでも市といたしましては、商業地を中心とした市街地の道路や駐車場、憩いの広場など町並みの整備を図るとともに、福生市商店街振興プランを推進してまいりました。今後も、福生市ならではの「集いとにぎわい」を取り戻していくために東京都及び市で補助し、商店街の自立と活性化を支援する「新・元気を出せ 商店街事業」などを活用していく必要があると考えております。

以上で、田村正秋議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

(教育長 宮城眞一君登壇)

○教育長（宮城眞一君） 田村（正）議員さんの御質問にお答えをいたします。

初めに、小学校授業指導補助員配置事業の進捗状況及びその成果についてでございます。本事業は、平成13年度に不登校問題を検討いたします中で、学力のつまずきにより不登校に至るケースもあるということから、平成14年度に小学生の基礎学力の習得と不登校への対応を目指し、始めてきたものでございます。

平成18年度におきましては、小学校7校に19名の授業指導補助員を配置し、年間延べ5350時間の授業指導補助を実施いたしました。平成19年度には28名の授業指導補助員が、年間延べ1万3770時間の指導を行っております。このように、昨年度は大幅な拡大を図ったところでございます。平成20年度におきましても、昨年度と同様の水準での授業指導補助を計画いたしております。

本事業を含め、児童・生徒の学力向上を目指したさまざまな施策の効果の測定データといたしましては、市独自に小学校4年生を対象に「基礎的基本的な内容の定着に

関する調査」の結果、あるいは昨年まで実施いたしました東京都の「児童・生徒の学力向上を図る調査」からは、上昇の傾向が見られるようになってきております。また、授業指導補助員の配置により、教室内の児童の落ち着きも見られるようになり、授業に対する集中力も見られ出したとの教員の声も聞かれましたり、私どもが訪問した際に実感している状況にあります。

次に、中学校の宿泊学習事業、いわゆるスプリングスクールにつきましては、事業の目的を中学生の入学間もない時期をとらえ、生徒の学習習慣の定着と生活習慣の改善を促すとともに、友人関係や教員との人間関係を育み、中学校生活の早期適応を図り、望ましい集団生活を送る力を身につけさせることといたしまして、福生市の中学生の基礎学力習得の課題改善の施策として、本年度から実施をいたしました。

実施につきましては、去る４月１６日から２５日にかけて各校２泊３日で実施いたしましたが、中日には私も観察と激励に参りました。第一中学校の最終日を朝の時程から閉校式まで、また午後からは第二中学校の到着、開校式、学習活動に至るまでを観察し、生徒や校長、教職員にも声をかけることができました。

生徒は、実に真剣に教材に向き合い、緊張感の中にも大自然に囲まれ、落ち着いた学習の姿でございました。時折、教員との学習場面の会話を聞いておりますと、学習の進め方など細かく指導を受けたり、理解できた喜びの笑顔も見られ、実に頼もしく感じ取った次第であります。第一中学校の場合の教員は、さすがに３日目ということもございまして、若干疲れの見える教員もいましたが、新学期のあわただしい中、学習、健康面で小学校との連絡調整を行い、あわせて教材の準備など周到に準備をしてくれておりましたので、順調な進行であったと見て取りました。福生市の教員の誇りとプロの意気地といったようなものを感じた瞬間でございました。

この事業の成果として大きなことは、３校合わせての欠席が８人で、理由は、当日の体調不良と、小学校に引き続く不登校という生徒でございましたが、小学校６年生時に不登校でありました生徒４人が参加してくれたことが挙げられます。大変喜ばしいことであり、この生徒たちは本事業後も元気に登校していることも聞いており、学校の集団の中でさらなる充実した日々を過ごせるよう細かく配慮を促し、見守っているところでございます。

日程の中で、本市独自で行いました国語と数学の学力調査と、生活状況調査結果が間もなく出てまいります。これは小学校の既習内容の習得状況の診断と、中学校スタート時点での学力状況を把握し、教員の日ごろの授業改善に生かすこと、また、生徒の生活状況と学力との相関を見ること、それをもとに生徒の生活状況の改善点を明確にし、保護者への助言や生徒の個別指導の資料として活用することなどを考えております。

生徒の本事業に対します積極的、前向きな評価からも意義のある実践になっていることは間違いございませんが、生徒の家庭での自学自習が課題として把握され、これは私どもが今後の教育活動のあり方を検討する上で意味のある結果が得られたとも考えております。これから本事業の最終的なまとめを行い、課題を整理し、次年度へ向

け、より意義や価値の高い事業に発展させていきたいとこのように考えております。

以上、田村議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○19番(田村正秋君) 御丁寧なる答弁いただきまして、ありがとうございます。
それでは、再質問をさせていただきます。

まず、教育問題についてですが、加藤市長になりまして「教育が元気」というふうなことです、今回いろいろな事業、そして、19年度においては1万3770時間の指導があったということで、非常に結構なことだなというふうに思っております。それと、再編交付金を使ってスプリングスクール、これも目玉事業で、これから我々も非常に期待をしているところでございます。

そこで、質問をさせていただきますが、3年前に新聞報道で5年生と中2の学力調査というようなことがあったわけですが、これにつきましては外国から来た子どもたちも含まれての調査でなかったかと思うのです。ですから、私などもやはりこういうのがマスコミとかに出るときには「福生は外国籍の方もいらっしゃる」というふうなそういったコメントも含めて、こういう記述を出していただければなというふうに思うのですが、その辺につきましてはどうなのか、お願いいたします。

それと、外国から来た児童・生徒の関係ですが、学力の定着につきましては、今、どのような形で取り組んでいるのかお願いをいたします。

それと、今回のスプリングスクール、長野県の八ヶ岳の施設で行われたということですが、今回は新学期早々で、先ほどの答弁にもありましたが、新学期だから頭が柔らかいうちに友達関係とか先生との関係を密にするための学力向上、あるいは生活習慣の問題だというふうなお話があったのですが、今後につきましてはやはり同じようなところでこういった事業を展開されるのかどうなのか、お願いいたします。

それと、経費につきましては1人当たり4000円だというふうなことも聞かれているのですが、実際のところどのくらいの経費負担が今回の再編交付金、非常にありがたい交付金をいただいての事業展開だと思うのですが、どのくらい用意したのか、もう少し細かくお願いをいたします。

それと、たまたま今回スプリングスクールに参加させていただいた、うちの5番目がいるのですが、5番目が非常に喜んでいまして、すごく楽しかったというふうなことです、ただ、カリキュラムの中で少し軽スポーツ、ハイキングとか山歩きみたいなメニューもひとつ組み込んだら、もう少し楽しくなるのではないかというふうに感じているのですが、これは私の感想ですが、こういったものについて今後は子どもたちにアンケートとかそういうものの調査というのは考えられるのかどうなのか、お願いをいたします。

続きまして、後期高齢者医療制度につきまして、先日も乙津議員から怒りの質問があったのですが……、違いますか。非常に今回の仕組みはわかりづらいと、確かに私も後期高齢者医療について、本当にこんなに早く来るのかなというふうに、何か段階を追ってもう少し細かく説明していただいて、これが来るのかなと思っていたのですが、4月にスタートして、いきなりこういう組織になってしまって、天引きという

ふうなことだったのですが。この中で、先日も乙津議員からもありましたが、東京都広域高齢者医療連合という組織があるわけですが、福生市の職員も1人派遣されているというふうなことです、その中でも議会があつたりということですが、先日も共産党さんのインターネットを見ていましたら、そこではなかなか我々一般市民が意見を出せないと、すべてそこで決まってしまうのだというものが書いてあつたのですが、広域連合の内容を我々もよくわからないので、もう少し詳しく広域連合の組織はどういうものなのか、そして今回の問題でこの組織がどうしてこういうふうに動かしただのかという点につきまして、もう少し細かくお尋ねをいたします。

それともう一点ですが、市内の85歳の方、所得もないのですが、いきなり1万円天引きされたというふうなことです、まるっきり所得がなくても、収入がなくても、こういった制度が適用されるのかというところで質問したいのですが、やはりそうなのでしょうか。お願いいたします。

それと、現在国会では野党4党が後期高齢者医療に対して廃止案を出しまして、これからの動向が非常に気になるところですが、きょうのニュースでも与党でも修正案を出したということですが、非常に我々としても、またそこで狂ってしまう可能性もあるわけですが、我々が知りたいのはもしこれが廃案になった場合、あるいは修正案が通った場合、またそこで混乱が生じるのではないかというふうに思うのですが、まず一点目としましては、廃案になった場合、今後どういうふうな方向になっていくのか、その点につきましてもお尋ねいたします。

続きまして、市民参画の関係ですが、市長も、今、答弁の中で、市民参画で、今後はやはりもう少しいろいろな方々と、さらにレベルアップして話しをしていきたいというふうなことが言われたと思うのですが、ただ、第1段階、野澤前市長がやっていた段階というのは、やはり非常に大きな枠での、非常に協力的な人たちを中心に市民参加というふうな形での意見聴取を行っていたなと思うのですが、きのうもホームページを見ましたら、もう既に市長への手紙とか、さまざまな形で市民から声を聞くというふうなことがあつたのですが、新たにこれから市長は直接「市民と語る会」みたいな、あるいは出前講座みたいな、さらには新しい住民をターゲットにした市民の声を聞くような、そういう企画につきましては、今後は何か考えられているのかどうかをお願いいたします。

それと、集いとにぎわいのあるまちづくりですが、先日の5月28日の朝日新聞で、武蔵村山のイオンモールが開業1年半で市場調査をしたところ、近くの商店が7割以上被害を受けているというふうな報道がありまして、福生市もやはり日の出ができたり、あるいはジョイフル本田ができたり、いろいろと商業圏につきましては非常に厳しい状況だと思うのですが、そういった調査につきましては今までされたことがあるのかどうか、お願いいたします。

それと、先ほどの市長の答弁の中で、今後は駐車場につきましてはなるべく検討していくと、既に導入されたものもあるということですが、やはりこれからのまちづくりの中で、駐車場が欲しいというのが、都市化の中で、商店をやっている方、あるい

は住民の方もそういう未利用地等を利用して駐車場対策が必要ではないかと思うのですが、今後のそういった駐車場対策につきましてはどのように考えているのか、お願いいたします。

それと、市長の選挙戦の時に、いろいろなところで聞かせていただいたのは、やはり国際化の問題で、これからの福生市は横田基地、あるいは外国人の方々と一緒にまちづくりをしていきたいというふうなお話があったのですが、横田基地や、あるいは福生には外国人の方がたくさんいるというふうな中で、国際化への取り組みみたいなものも一つの福生市の顔として大きいのではないかと思うのですが、その辺につきましての感想を伺いたいと思います。以上です。よろしくお願いします。

○参事（川越孝洋君） それでは、田村（正）議員さんの再質問にお答え申し上げます。

まず、昨年度まで報道されておりました都の学力調査についてでございますが、この学力調査の集計におきまして本市の外国籍の児童・生徒の扱いについてでございますけれども、これは当然受験した場合におきまして外国籍、日本国籍にかかわらずすべての児童・生徒の得点を集計に含めてございます。

報道につきましては、今後、ランキングづけをするような報道を控えるような動きもございまして、調査の目的の趣旨を十分大切にするとといったような趣旨から、そういった方向に動いているわけでございますが、本市といたしましても、こういう評価結果につきましては冷静に、詳細に分析をしながら、学校と十分話し合いを進め、生徒の実態認識を基点といたしました学力向上施策につきまして、成果があるよう前向きに取り組んでまいりたいというふうに思っているところでございます。

それから、続きまして外国籍児童・生徒の日本語の習得状況と学力についての御質問でございますが、日本語の学級指導につきましては昨日も教育長並びに私の方からもお答えをさせていただいているところでございますが、日本語の習得状況が4段階に分けて指導しているところでございます。日本語指導の必要な児童・生徒の大半が初期及び初級の指導が必要でございまして、数人が中級で、現在のところ上級というのが1名でございます。上級というのが通常級で使う教科書等を用いながらの日本語指導ということになるわけでございます。

その学力についてでございますが、在籍学年の教科書で補充的学習をしております、日本語学級を終了いたしましても教科特有の専門用語ですとか、あるいは日本人としての生活習慣等の文化的なバックグラウンドが十分でないなど、在籍学級の授業のうち数教科についていけないという場合も少なくございません。

したがって、日本語指導の2年間では在籍学級の教科書を使用した学力が十分に定着する段階の到達というところでは、個人差があるといったようなところが現状でございます。教科書を使用するまでには一定の時間を要するわけでございますが、大体担当者の方から聞いているところでは3年から5年を要するといったような状況でございます。さらに、一人一人の日本語の習得状況を学力に応じて、学級担任と日本語学級通級担任とが協議を行い、必要な補修等も進めているところでございます。

一方で、短期間のうちに日本語及び日本の教育カリキュラム上の学習において高い水準で実力を発揮する児童・生徒がいるというのも現状でございます。

続いて、3点目のお尋ねでございますが、次年度以降の中学校のスプリングスクールの日程とか、あるいは場所等の見通しでございます。現在、生徒の本事業に対する評価はまとめたところでございますが、教職員、管理職、あるいは教育委員会事務局職員との総括会議を今後行うことになっております。現在、課題を整理しているところでございますが、教職員からは他の教育活動との関連での実施時期の問題、そして学習内容、あるいは学習の指導方法や引率者の人数、そしてまた実施場所や経費など幾つか反省点が出ておりまして、ただ私どもといたしましては本事業の目的から外れることがあってはならないというふうに思っておりますので、費用、場所などよりよい条件でできることがあればと思ひまして、現在も並行して検討しているところでございます。

実施日の半年前ぐらいまでには結論を出しまして、次年度へ向けてより内容の充実した事業になりますよう、準備を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから、経費についてでございますが、本年度スプリングスクールに要しました経費といたしましては、383万5000円でございます。参加者が475人だったので、大体それで除しますと1人当たり8073円という額が出てまいります。

それから、それとは別に児童・生徒の保護者からは食費といたしまして徴収した額がございます。これは2泊3日、6食分ということになりますが、大体3校とも3700円程度といったところが経費としてかかったところでございます。

それから、続きまして日程の中に軽いスポーツ等を入れた内容を含めてはどうかというお尋ねでございますが、本事業は目的を生徒の学習習慣の定着を中心に考えておりますので、学習の基本でありますわかる喜びや学習の仕方、あるいは問題の解き方など実感させる必要がございます。また、学習効果と生活習慣が密接な関係にあることを気づかせまして、自分自身のこれまでの学習状況の認識を深め、みずから学ぼうとする実践力を高めることを目的としております。

2泊3日という限られた時間の中で学習時間を重点的に、しかも効率よく、いかにたくさん設けられるかといったところが重要でございます。今回日程の中で純粋に学習した時間は3校とも14時間ございました。議員さん御指摘のように、自然環境のすばらしい宿舎でございましたので、休憩時間に散歩をさせたり、あるいは体育の時間、学級活動の時間も設定をいたしたところでございます。

本事業を、わかりやすく申し上げますと、教科学習に集中させるという環境をいかにつくれるかといったようなところも主眼として置いている関係でございます。今後につきましても休憩や朝の散歩等にそういったものを取り入れながら、気分転換というものも図って、学習効果を上げていきたいというふうに考えております。

日ごろ生徒が費やしておりますゲームだとかテレビだとか携帯電話などは一切ない

上での生活でございまして、規則正しい生活の中にたっぷり学習をさせる、そういう取り組みで中学生のさらなる基礎学力習得の課題改善の施策としてまいりたいというふうに考えております。

生徒の意見についてでございますが、これは昨日も教育長答弁にございましたように、現在、その集計をしたところでございまして、このことにつきましては十分子どもたちの気持ちを酌み取りながら、次年度の計画に反映させてまいりたいというふうに考えているところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○市民部長（野島保代君） それでは、私からは後期高齢者医療制度の関係で御答弁を申し上げます。

まず、一点目の後期高齢者医療広域連合、この組織についてでございますけれども、これにつきましては後期高齢者医療制度の導入に伴いまして、その運営主体ということで広域連合というものが都道府県ごとに設置されたところでございます。

この広域連合は全市町村が参加するという地方自治法第291条の2で規定された特別地方公共団体ということになります。東京都の後期高齢者医療広域連合につきましては、平成19年3月1日の東京都知事の認可により発足いたしております。

この広域連合の組織でございますけれども、やはり特別地方公共団体ということでございますので、構成区市町村議会62の議会から選出されました代表31名の議員で構成される議会、そして連合長をトップとする構成市町村及び東京都から派遣された職員63名で構成されている執行機関、また、この構成市町村と広域連合との協議、調整のために区長会や市長会、町村会の代表者、首長になりますが、代表者で構成された協議会がございまして、これらで構成された組織として制度運営等について協議決定しています。

一般の方の市民の声というようなことになりますけれども、これにつきましてはやはり議会も広域連合の中にございまして、その代表の31名の議員の方々が市民の方々の声を反映していくと。また、協議会というものがございまして、市長等がそれぞれの市民の声、これらをその協議会の中で調整・検討していくというような組織がございまして、そのような面で運営されていくというふうに考えております。

次に、年金所得がほとんどない、また、ゼロの方でも保険料はかかるのかということでございますが、ここに東京都の後期高齢者医療の広域連合がつくった事業計画などというものがあるのですが、この中で費用負担というような文言がございます。ちょっと読ませていただきますと「保険の運営は患者の自己負担を除き、公費と現役世代からの支援のほか、後期高齢者から広く保険料を徴収します。保険料は被保険者の収入に応じて負担する所得割、それと被保険者全員が均等に負担する均等割で構成され、公平に負担することになります。」というような文言でございまして、この均等割につきましては軽減措置であるとか激変緩和措置等がございまして、基本的には軽減措置等後の年額1万1300円、こちらの御負担をいただくこととなります。

3点目で、現在、国会では廃止法案であるとか、あるいは与党では見直しとかさまざまなことが議論をされているのは新聞報道等で承知しております。しかしながら、

私ども市町村といたしましては、現行の後期高齢者医療制度というものが制度としてある限り、広域連合を主体として市民の皆様の御理解をいただきながら、この制度を円滑に実施していくと、そういうことが私どもの使命ではないかとそのように考えているところでございます。

○企画財政部長（大越英世君） 私の方から、2点の再質問につきましてお答えいたします。まず、市民参画の関係で、市長と語る会、あるいは新しい企画を考えているかとの御質問でございますが、現在のところ、まだ具体的には予定されてはおりません。今後につきまして、詳細にその件につきましては詰めていくことになろうかと考えております。

それから、2点目の集いのにぎわいのあるまちづくりの関係で、国際化の取り組みについてでございますが、現在、福生市には50カ国以上の外国人が住んでおられます。また、16号線沿いには外国語の看板が立ち並び、国際色豊かな商店街が軒をそろえております。横田基地に赴任されてこられる軍人軍属の方々も、横田基地滞在中には日本人との交流を望んでおられるようでございます。

そのように、外国人等との方々との交流の条件は整っておりますので、これまでの取り組みに加えまして何らかの方策を新たに講じ、内外に国際都市としてアピールできるまちづくりを進めていきたいと考えております。

なお、現在、商工会ではインターナショナルフェアを開催いたしましたり、基地との交流では民間の団体でございます福生・横田交流クラブが活動されております。観光協会もその活動に協力してきております。市といたしましては、これらのイベント、それから団体に協力しながらさらに国際化施策を検討していきたいと考えております。

○生活環境部長（森田秀司君） 私の方から4点目、集いのにぎわいのあるまちづくりについての大型店の進出における市内商店街への影響調査をしたかという御質問でございます。最近、武蔵村山市や日の出町に相次いで大型の複合商業施設が出店をいたしまして、その周りの商店街では影響が出ているというふうに新聞報道等ありましたことは存じております。

福生市の商店街への、個店への影響につきましては、特に調査はしておりませんが、福生市の商業全体として厳しい状況に置かれていると認識しておりますので、今後も商工会と協議しながら、商店街振興等考えていきたいというふうに考えております。

2点目の駐車場につきましては、昨年、福生武蔵野商店街組合が、地元商店街の振興を目的に「新・元気を出せ 商店街事業補助金」を使いまして、駐車場を設置いたしました。今後も同様の目的で駐車場設置の計画等がございましたら、そういうような商店街と一緒に、この補助金を使いまして支援をしていきたいというふうに考えております。

○19番（田村正秋君） 御答弁いただきまして、ありがとうございます。それでは、3回目、先ほどちょっと質問を漏らしたものがあるので、よろしくお願いいたします。

1番の教育問題につきまして、非常に今回、私も納得のいく回答を得られております。本当にこれからの新しい時代の学力向上のあり方を確認しておりますが、その中

で1点、再編交付金の使い道ですが、今回こういった新メニューで、スプリングスクールということで非常に結構な事業だったと思います。やはり、今後も継続していただきたいというふうに思うのですが、今後の再編交付金のいろいろな使い道があらうかと思うのですが、その見通しにつきましては市長を初め理事者はどのように考えているのかお願いいたします。

続きまして、後期高齢者医療制度の関係ですが、私が聞いたので答弁が返ってこなかったものがあるので、もう一度お願いしたいのですが、今回、参議院の方では与党4党が廃止法案を出しまして、恐らく参議院では可決するというふうに思っているのですが、そうしましたところ、これから国会の問題ですから、我々はよくわかりませんが、もしこれを後期高齢者医療制度をなくすということになったら、福生市ではどういうふうな被害が発生するのか、もう少し細かくお願いしたいと思います。

市民参画のまちづくりにつきましては、やはりにぎわいのあるまちづくりとあわせて国際化の取り組み、あるいは横田基地があるというふうな観点の中でやっていただくのと、それと今まで参加しなかった方をいかに取り込んで、これからのまちづくりに協力していくのかというところが大きな課題ではないかと思います。

先日、いろいろなフォーラム、いろいろな研究会の中で、やはり若い人たちもいろいろなまちづくりに参加をしたい、ところがなかなかとっかかりがないというふうなところで、もう少しいろいろなジャンルの人たちに声をかけていただきたいというふうなお話がありました。その点につきましては、お願いいたします。

続きまして、集いとにぎわいのあるまちづくりですが、いろいろ福生市を取り巻く状況の中で、非常にハード面の充実というのは拝島駅を中心としたり、あるいは16号線の拡幅にしたり、防衛補助の関係とかいろいろありまして、非常に私は満足している部分があるのですが、ただ、今、銀座通りとかいろいろなところを見ますと、シャッターが閉まっているところが非常に多くて、若い人が商売をしたい時にどうしても家賃が非常に高い。坪1万円とかといろいろ言われているのです。

先日もある人が、やはり福生で商売するなら西荻でも同じような金額で商売できるというふうなことで向こうへ行ったケースがあるのですが、家賃を少し下げれば、もう少しそういった商売をやる方もふえるのではないかというふうに思うのですが、これは別な角度の関係ですが、やはりそういったこともこれからやはり調査していただきながら、このまちづくりについてもさらに研究していただきたいと思います。再度、それだけお願いいたします。

○企画財政部長（大越英世君） それでは、再編交付金の関係、あるいは市民参加の関係につきましては、2点につきましてお答えいたします。まず、再編交付金のございですが、再編交付金につきましては約15億円が福生市に入ってくる予定になっておりますが、再編交付金の使い道につきましては基本的に今後、基本計画、あるいは実施計画を策定していく中で、そのお金をどの事業に充当していくかということは考えていくという基本に立っております。

それから、市民参加の関係でございまして、市民参加は今後なお一層進めるという

視点に立ちますと、福生市につきましては現在、他市と比べまして公民館ですとか地域会館などの社会教育施設、あるいは体育施設など公共施設が充実整備されております。また、輝き市民サポートセンターの開設によりまして、自主的、自立的な市民活動がますます盛んになってきております。また、市政に対する意見などにつきましても、現在、市長の手紙などによりまして、市長及び担当部局へ速やかに届き、回答がなされることとなっております。

したがって、市民参加のきっかけを望んでいらっしゃる市民の方々はまだまだ多くいらっしゃると思いますが、既存の施設や現在の公共施設等で実施しております事業を、あるいは制度等を大いに御利用いただきまして市民参加に入っていっていただきたいと考えています。ただ、そうしたさまざまな取り組みについて、先ほども申し上げましたが、余り御存じではない市民の方も多数いらっしゃるのではないかと考えられますが、今後、ホームページの充実、あるいは広報等によりまして、さらなる一層のPRに努めまして、市の施設、あるいは事業内容等についてお知らせしていきたいと考えております。

なお、施設の利用や事業の参加などを通じまして、また市民の方から御意見等をいただければ、市といたしましても今後の参考とさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○市民部長（野島保代君） 申しわけございません、国での廃止法案等の関係で、この廃止法案が通ったらということを詳しく申し上げますと、夢も希望もない将来というようなことを、お話をせざるを得ないのかなというようなことを考えております。基本的に現在は、今までの国民健康保険、そして老人保健制度というものがございまして、基本的に老人保険制度は独立した保険制度ではございません。そして、患者負担を除きまして公費、税金等それと医療保険者、国民健康保険であるとか被用者保険であるとか、そういうところからの拠出金で賄われていると。そのために二つほどの問題点が指摘されておりまして、基本的に高齢者自身の保険料と現役世代の保険料、こちらの区分が明らかになっていない。また、給付など運営主体である区市町村、老人保健の運営主体は区市町村になりますが、そして実質的な保険料の決定、徴収主体である医療保険者、その他の被用者保険等でございますけれども、これらが異なっていて、制度運営について責任主体が不明確であると、そういうような課題、このために今回、平成18年度の医療制度改革の中で医療制度のほかに、この保険制度についても改正をしていくと。その結果として、平成20年度からの後期高齢者医療制度、また特定健診であるとか特定保健指導、こういうような制度が導入されたわけでございます。

現在、私ども福生市の国民健康保険特別会計、こちらにつきましては毎年度、繰上充用させていただいたりしておりまして、一生懸命市としても保険税の収納率の向上は図っておりますが、特別会計として独立した運営ができていないということになっております。この後期高齢者医療制度が廃案になった場合には、基本的にどのような新しい制度が出るかはわかりませんが、一時的に老人保健制度の復活というようなことになるかと思っております。そうした場合に、この国民健康保険特別会計、こちら

の方が現在も厳しい中、どのような形になっていくか、私どもといたしましては明るいお話はできないというような状況になると考えております。やはり相当厳しいものになると、そのように考えております。

○議長（原島貞夫君） 19番、時間がありませんので、簡潔に願います。

○19番（田村正秋君） それでは、御答弁をいただきましてありがとうございます。1点目の教育問題につきましては、今、理事者からお話がありましたように、今回のスプリングスクールを初め学力向上に向けて非常に努力しているというふうに感じております。今後は朝の散歩とか、そういったところも検討されるというふうなことなので、ぜひ子どもたちにもいろいろと意見を聞いていただきたいというふうに思うのです。

今回のスプリングスクールにつきましては第1回ということで非常に期待しておりますし、さらに再編交付金、ひもつきでない交付金でございますので、ぜひこういったものもさらに活用していただきたいと思います。

それと、後期高齢者医療制度につきましては今、大変厳しいお話もあったのですが、ただ余りにも市民の方も、75歳以上の方が、今回1503件の苦情もあったということでございますので、しっかりと出前講座、あるいはPR不足を補っていただいて説明責任を果たしていただきたいと思います。これから国会の方ではいろいろと法案が修正されたりとか、いろいろな角度で展開すると思いますが、ぜひいろいろなニュースを速やかに提供していただきたいと思います。

市民参画とにぎわいのあるまちづくりにつきましては、わかりました。何とか、このまちが活気づいて、そしてシャッターが閉まっていないようなそういったまちづくりを願っておりますので、よろしく願いいたします。どうもありがとうございました。終わります。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 11時10分まで休憩いたします。

午前10時59分 休憩

~~~~~

午前11時10分 開議

○議長（原島貞夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

12番串田金八君。

（12番 串田金八君質問席着席）

○12番（串田金八君） 最初に、加藤市長、当選まことにおめでとうございます。我々も一緒に福生市のために頑張りますので、加藤市長の今後の活躍を期待しております。どうぞよろしくお願いします。

それでは、通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。私の質問は指定管理者制度についてと救命ボートについての2点、質問します。

初めに、指定管理者制度についてですが、3項目ありますのでよろしくお願いします。それでは、指定管理者制度の目的について質問いたします。指定管理者制度の目

的ですが、新市長が挙げている五つの元気の中の「スリムな市役所が元気」の中に入
ると思うのですが、「民間でできることは民間でやる」をもとに、行政改革の一環で進
行していると思うのですが、福生市では来年度に地域体育館と市民会館に指定管理者
制度を取り入れるということですが、その目的や効果についてお聞かせください。

次に、2項目目の指定管理者制度の導入に向けての進捗状況についてですが、もう
何年も前から市民の代表の方や公運審の方々がボランティアで、いろいろな協議や視
察など相当な苦勞をしてきているとお聞きしていますが、来年の4月からの導入にな
りますともう大分煮詰まってきたと思いますので、その辺の進捗状況と民間への
経営指導などをお聞かせ願えればと思います。

次に、3項目目の、今後の指定管理者制度の導入についてですが、まだまだ福生市
には各地に地域会館、体育館、図書館、子ども家庭支援センターなどたくさんありま
すが、今後の指定管理者制度の導入の計画などがあれば、お聞かせいただければと思
います。

次に、2項目目の救命ボートの質問です。3項目ありますので、よろしく願いま
す。それでは、1項目目の安心安全なまちづくりについての質問です。

また、今年も5月の半ばごろから、ほたる公園には何匹かの蛍が暗くなり始めた8
時前後から、あの幻想的な光を放ちながら、公園内を飛び始めました。昨夜は二十五、
六匹、蛍が飛んでいたという情報が入っております。ちなみに、今年は6月14日の
土曜日が恒例のほたる祭りになりますので、市民はもとより多方面からの蛍鑑賞の来
客を期待しております。6月に入りますと、梅雨や台風の時期になる前の、これも恒
例の5年連続の救命ボートの質問になってしまいますが、またことしもよろしく願
い申し上げます。

先々週の日曜日には、福生市消防団によるポンプ操法審査会が多摩川中央公園で毅
然とした中で、盛大に挙行されました。各消防団員が極度の緊張の中、真剣に2カ月
間の練習の成果を競い合って、優勝への順位はともかく、すばらしい審査会を拝見さ
せていただきました。消防団員の皆様と、その家族の皆様はこの場をおかりしまして
感謝と御礼を申し上げます。ありがとうございます。

この審査会で市長初め来賓のあいさつの中で、災害、震災、台風による水害などの
災害についてのあいさつがありました。災害に強いまちづくりこそ本当の意味の安心
安全なまちづくりだと思うのですが、福生市としてはどのような安心安全なまちづく
りをお考えなのかお聞かせください。

次に、2項目目の地球温暖化についての質問です。先日、NHKの番組で、2夜連
続で、地球温暖化についての放映をしていましたが、北極の大平原に住むシロクマの
生態系を初め、温暖化の影響でさまざまな生物や大自然に異変があらわれてきたとい
う内容の放映でした。その北極の氷の大平原が温暖化の影響で氷がどんどん溶けて、
シロクマの食料であるアザラシが繁殖できない状態にまでなっているのです、当然
シロクマの食料であるアザラシが激減して、成長期を迎えたシロクマが餓死していく、
非常に悲しい映像がありました。

また、北極点の氷の厚さを調べる外国の調査隊が、例年だと五、六メートルの厚さがあるはずの氷が、わずか70センチという厚さになっていて、温暖化がここまで進んでいるのかと考えさせられる番組でした。そのほかにも、アルプスの氷河の減少やら、氷山が海の中に崩れ落ちる映像やら、心配性の私にはいても立ってもいられないような気がします。

なぜ、温暖化と救命ボートが結びつくのか、これから説明します。小学生の高学年で学んだように氷が溶けて水になり、水が温められると水蒸気になり、上空で水蒸気の塊が雲となり、それが冷やされ、雨が降ってくるのですが、地球上の氷がどんどん溶けて水が絶対量以上の量になっている今、世界じゅうはともかく日本のどこにでも記録的な大雨が降ってもおかしくない状態だと考えられます。福生市でも去年の台風の影響で中央公園と南公園に大変な被害を受けました。地球規模の考え方をすれば、田園地区にとどまらない水害の心配があるのではないのでしょうか。新市長の温暖化についてのお考えをお聞かせください。お願いします。

次に、3項目目の水害についてですが、初めに土どめの石垣や、傾斜地のはけ部の水抜きについてですが、大雨のとき、その水抜きから水が吹き出すくらいの水が出ているか調べたことはありますか。ごみ詰まりや施工方法が悪くて水が出なくなったり、水を大量に含んだ土砂が決壊する原因になりますので、1度調べることをお願いいたします。

次に、大雨のときの道路冠水ですが、河川が氾濫して、道路に大量の水がたまると、雨水管と下水管の中の空気の逃げ場がなくなり、それでも雨水管の中にどんどん水が流れ込んでくると、圧縮された下水道や雨水管内の空気が爆発を起こし、50キロ以上もあるマンホールの鉄のふたが2メートルも上に吹き飛ばされ、道路に穴があいた状態になってしまう場合もあるので、幾ら慣れた道でも冠水したときは濁っているので、道路を歩くのは非常に危険です。道路に雨水が冠水したら、下水と雨水が混ざってしまう恐れもあるので、衛生的にも、マンホールの穴に落ちないためにも、30センチくらいのひざまでだから大丈夫だと歩いたりしないで、浸水で取り残された市民の救出には救命ボートに乗って避難させたいものですが、いかがなものでしょうか、安心安全なまちづくりには救命ボートは絶対に必要と思うのですが、新市長のお考えをお尋ねします。

以上で、1回目の質問を終わります。よろしくお願いします。

(市長 加藤育男君登壇)

○市長（加藤育男君） 串田議員さんの御質問にお答えいたします。

指定管理者制度についての1点目、その目的についてでございます。指定管理者制度は平成15年6月の地方自治法の改正によりまして、従前、市の直営か、公共的団体などに限定されておりました公の施設の管理・運営を広く民間事業者にまで拡大し、民間のノウハウを活用することが可能となりました。

当市も平成18年4月の福祉センター及び市営福生駅西口駐車場への導入に始まり、19年4月には市内三つの児童館と併設の学童クラブに導入いたしております。

御質問の指定管理者制度の目的ですが、多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するために民間の能力を活用し、住民サービスの向上とコストの節減を図ることをごさしまして、私が行政運営の柱にすえた「五つの元気」の一つである「スリムな市役所が元気」の考えに合致するものとなっております。

「スリムな市役所が元気」は、今後行政が行う事務事業は行政でなければならない領域に特化していき、スリムな市役所を目指していくことで既存の事務事業の見直し・点検を進め、市民サービスの低下を招くことなく行政が直営で行うべきものを精査し、事務事業のアウトソーシング等への取り組みによる行政改革を進めていくことをごさします。公の施設の管理に、指定管理者制度を導入することは、まさに事務事業のアウトソーシングの一つでございます。

2点目の、来年度から導入予定の市民会館及び熊川地域体育館並びに福生地域体育館の導入にかかわる進捗状況については、教育委員会からお答えさせていただきます。

次に、3点目の、指定管理者制度の今後の導入予定でございますが、新規施設への導入は既に導入した施設の効果等の検証を行う中で、次の導入候補施設を考えていきたいと存じます。また、先ほど申し上げました福祉センターと市営福生駅西口駐車場が、本年度で指定機関が終了となります。指定管理者による管理は継続いたしますが、ことし中に新たに指定管理者の指定の議決をお願いする予定でございます。

次に、救命ボートについての1点目、安全安心なまちづくりについてでございますが、かつては「災害は忘れたころにやってくる」と言われていましたが、最近では「災害は忘れる前にやってくる」と言われるほど地震や集中豪雨等の自然災害、火災や事故等の災害が多く発生し、大きな被害がもたらされております。ことしにおいてもミャンマーでのサイクロンによる大災害、そして中国では四川で大規模な地震が発生し、大変な被害を受けており、本当に他人事ではない、いつ何どき災害が起こるかわからない状況であります。

こうした災害の発生に備え、市では地域防災計画の中でも掲げておりますが、防災施設の重点として自主防災組織体制の強化、消防署・消防団ほか防災関係機関・事業所等との連携体制の強化、防災行政無線のデジタル化による災害情報の入手・伝達の強化、各種災害対応マニュアルの整備、避難情報の明確化及びハザードマップによる啓発、災害応援協定の充実など防災対策の強化を図り、市民の安全安心の維持、向上に取り組んでまいります。

次に、2点目の地球温暖化対策についてでございますが、近年、世界各地で洪水や干ばつなど今まで考えられなかった異常気象が頻発しております。先日も地球温暖化による影響と思われる巨大なサイクロンがミャンマーを直撃し、大きな被害が出ておるところでございます。地球温暖化は石油、石炭、ガスなどを大量に消費することにより二酸化炭素が大気中にとどまり、地球を温室のようにし、気温を上昇させる現象でございます。気温の上昇は地球の気候変動をもたらし、産業活動、食料生産、生態系に大きな影響を及ぼしておるところでございます。市といたしましては、市民、事業者、商工会、行政が協働で福生・スクラム・マイナス50%協議会を立ち上げまし

て、地球温暖化対策に取り組んでいるところでございます。

平成14年2月に、国土交通省が公表した多摩川浸水想定区域図によりますと、200年に1度の大雨により多摩川が氾濫した場合に想定される浸水でございますが、福生市では南田園の一部に0.5メートルから2メートル未満の浸水が想定されております。このことは、平成18年度に作成いたしました多摩川洪水ハザードマップにも掲載しておるところでございます。このデータはあくまでも国土交通省が想定したデータでございます。降水量の増加や豪雨の頻度は気温上昇に伴って高くなるため、このままの河川整備では田園地区以外の地域でも水害の可能性は否定できないところでございます。

次に、3点目の水害についてでございますが、東京都調査によりますと、がけ崩れの危険性があり、人家あるいは学校などの公共施設に被害をもたらす可能性のある傾斜度30度以上、高さ5メートル以上のがけを急傾斜地崩壊危険箇所としており、市内にはこの危険箇所が田園地区を中心に9カ所ございます。多摩川洪水マップ・急傾斜地マップにも9カ所の危険箇所を掲載しておりますが、直ちに危険であるという状況ではないと、平成14年度の東京都の調査結果で発表されております。しかしながら、台風、大雨等により災害の危険が予想される場合には警戒を強化するなどし、必要な対策を行っていきたいと考えております。

なお、土どめの石垣等の水抜きについてと、道路冠水の件につきましては、都市建設部長より補足答弁をさせていただきます。

いずれにいたしましても、救命ボートの要望につきましては、串田議員が5年間言い続けておられますし、議員のライフワークとなっております関係上、地球温暖化、多摩川の河床、小河内ダムの決壊などの問題等、今後予想されることを分析し、ボートの運用方法など消防署や消防団の御意見をいただきながら検討してまいりたいと考えております。

以上で、串田議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

(教育長 宮城眞一君登壇)

○教育長(宮城眞一君) 串田議員さんの御質問にお答えを申し上げます。

御質問の指定管理者制度につきましてはの2点目に、市民会館、熊川地域体育館、福生地域体育館への指定管理者制度導入に向けての進捗状況につきましてはの御質問がございます。まず、これら3館につきましては、平成21年4月1日から指定管理者制度導入に伴う指定管理者募集と、募集要項の配布を行うことを市の広報紙5月1日、15日号及び市ホームページにより周知をいたしております。

次に、市民会館につきましては、5月8日から5月23日午後5時まで、窓口及びインターネットによる募集要項の配布をいたしました。熊川地域体育館、福生地域体育館につきましては、5月16日から6月12日午後5時まで、窓口及びインターネットによる募集要項の配布をいたしております。

その結果、市民会館につきましては、募集要項配布開始から5月25日午後5時までの間、37社から現地説明会申し込み申請を受けまして、5月26日午後1時30

分から現地説明会を実施いたしました。当日は36社58人が参加をされております。

5月27日から30日まで、質問事項を受け付け、6月10日に質問事項に回答する予定となっております。これにつきましては、ホームページにて公開をいたします。

熊川地域体育館、福生地域体育館につきましては、5月16日以降、現地説明会参加申し込み受け付けを開始し、5月28日現在、7社から参加申込書をいただいております。そして、6月16日午前9時30分から、福生地域体育館、次いで熊川地域体育館の順に現地説明会を開く予定となっております。その後、6月16日から19日まで質問事項を受け付けまして、6月25日に質問事項を回答する予定となっております。これもホームページにて公開をいたします。

今後の予定でございますが、市民会館におきましては6月19日、20日に指定管理者指定申込書を受け付けまして、その後書類選考により第1次審査を7月上旬に行い、第2次審査は第1次審査通過者によりますプレゼンテーションにより7月中旬に実施をする予定でございます。

熊川地域体育館、福生地域体育館につきましては、6月26日から7月1日まで指定管理者指定申請書を受け付けます。その後の第1次審査以降の予定につきましては市民会館と同様となっております。なお、審査につきましては「福生市公の施設の指定管理者候補者選定審査会要項」によりまして設置されてまいります審査会で行われることになります。7月下旬には指定管理者候補者の決定、そして9月の第3回定例市議会に上程をさせていただきまして、議決をお願いをいたそうと予定をいたしております。なお、その後は10月から平成21年3月までを業務の引き継ぎ期間とし、平成21年3月には協定書の締結を行い、平成21年4月1日から指定管理者による業務の開始ができればというふうに考えております。

以上、串田議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○都市建設部長（小峯勝君） それでは、3点目の水害についての土どめ、石垣等の水抜きと道路冠水の件につきまして、市長の補足答弁をさせていただきます。

初めに、土どめの石垣等の水抜きについてでございますが、水抜きは降雨時に雨水が石垣等の裏側に入り、水圧により倒壊しないように設置するものでございますが、一般的に2メートル以上の擁壁等を設置する場合には、工作物として建築基準法に基づく建築の確認を受けて設置いたしますので、倒壊しないような安全も含め水抜きのチェックがされているため、基本的には安全等を考慮して水抜きは設置されているものと考えております。

そこで、御質問の水抜きにごみが詰まると決壊する恐れがあるかどうか調査をしたことがあるかとのことでございますが、市内には建築基準法が施行される前につくられた古い石垣等がございます。水抜きの確保やごみ詰まり状態の調査はしておりますが、今後は道路の巡回などにあわせてがけ地、石垣等の状態や、水抜きが適正に機能しているか点検をして、豪雨時に備えていきたいと考えております。

次に、道路冠水の件でございますが、道路の雨水排水は側溝の集水ますから雨水管に接続をしまして、多摩川に放流してございます。福生市の公共下水道計画に基づく

雨水管の太さの計画は雨水の降雨量1時間に50ミリを想定しておりますが、近年の異常気象により予想をはるかに超えた降雨量がありますと、雨水管が満杯であふれてしまい、一時的に道路が冠水したり、マンホールのふたが水圧で飛ばされて外れることがございます。このため、道路が冠水する箇所にはマンホールのふたはかぎつきのふたに取りかえて改善しておりまして、豪雨時の市民の皆様や、車両の通行の安全を図っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で、串田議員さんの御質問に対する市長の補足答弁とさせていただきます。

○12番（串田金八君） 御答弁、ありがとうございました。それでは、指定管理者制度について再質問いたします。

初めに、先ほど公運審のことを述べさしてもらいましたが、「公運審って何ですか」と聞かれたことがありますので、市民にもわかるように説明と公運審の方々の今までの指定管理者制度についての御苦労話などがございましたら、よろしくお願いします。

次に、来年の4月から行政改革の一環として指定管理者制度によって民間やNPOの経営になるわけですが、その効果についての説明をしてください。職員数がどの程度削減できるのか、それによって経費がどの程度削減できるのか、わかる程度でよろしいので、よろしくお願いします。

次に、福生市では市民会館と公民館が同居しているのですが、受け付けカウンターの左が公民館で、右が市民会館の受け付けになっていると思うのですが、両サイドに四、五人の職員がいますが、そっくり管理者に任せることはできないのですか。民間では考えられない区分になっているのですが、いかがなものでしょうか。

また、二、三年前にリニューアル工事をしたときには公民館と市民会館を分離発注しているのですか、そこをまたよろしくお願いします。会議室を貸すのも、ホールを貸すのも同じ仕事だと思うのですが、いかがなものでしょうか。

それと、いろいろな市民団体が利用していると思うのですが、受け付けが一つでもサービスの低下がない限り何ら不自由を感じないと思うのですが、その辺の御説明をよろしくお願いします。再質問を終わります。

○企画財政部長（大越英世君） それでは、指定管理者制度の再質問のうち、職員数の関係につきまして、恐縮でございますが、先にお答えいたします。指定管理者制度を導入した場合の職員数でございますが、現在の職員配置は市民会館の管理係が4名、熊川地域体育館が1名、福生地域体育館が2名でございますので、現時点での減員の対象となるのは合計7名でございます。

○教育次長（宮田満君） 指定管理者制度につきまして、再質問に御答弁申し上げます。最初に、公民館運営審議会についてでございますが、公民館が開館いたしました昭和52年に設置されました。この役割でございますけれども、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画・実施につき調査・審議するものでございまして、教育委員会が10名の委員を委嘱し、毎月審議会を開催しております。この審議会における指定管理者制度導入にかかる検討状況でございますが、平成17年8月から翌年2月にかけて、この制度導入の是非につきまして25回ほど審議を行っており

ます。月に5回ほど審議を行ったということでございます。

次に、指定管理者制度導入によります経費の節減でございますが、先ほど教育長が答弁いたしましたように、現在は受託希望者への要項の配布や現地説明会を行っているところでございまして、これから受託希望者からの企画、経費等の提示を受けるわけでございます。したがって、7月以降の審査、プレゼンテーション等を経まして、審査会での指定管理者候補の決定を見まさんと、経費につきましては現段階では幾らと申し上げることはできません。

最後に、市民会館と公民館をそっくり管理者に任せることはできないか、またリニューアル工事は分離発注したのかとの御質問でございますが、まず、市民会館でございますが、この会館は市民等の福祉を増進し、文化の向上を図るために設置したものでございまして、その役割はコンサートや日本古来の伝統文化の発表会など、文化・芸術振興のための施設でございます。また、大小ホールや集会室などの貸し館業務が主たる機能でございます。したがって、有料ではありますが、だれでも自由に借りることができる、いわば貸し館施設というべきものでございます。

一方、公民館でございますが、社会教育法第20条に定められておりますけれども、住民のために実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活・文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的といたしまして設置された教育機関でございます。特に、福生市公民館の設置の経緯を見ますと、昭和48年5月に福生公民館をつくる市民の会が生まれまして、市議会への陳情や請願を含む熱心な市民活動を展開した結果、設置されたという経緯がございまして、いわば、福生市の社会教育活動の拠点という施設というふうになってございます。

このように、市民会館と公民館は一つの建物ではございますが、二つの施設名所、館名が掲げられている建物でございます。しかし、それぞれが設置されました目的や実際の機能が異なること、法的な背景も異なりますことなどから、両者が同等の施設、教育機関と考えることはできないと考えております。

ちなみに市民会館と公民館が併設されております施設は非常にまれでございまして、26市では福生市と昭島市の2市のみでございます。現段階では教育機関である公民館を、貸し館機能を主とする市民会館と同等に考えまして、同時に指定管理者制度の導入をいたすべきではないと教育委員会といたしまして判断いたしましたわけでございます。

なお、この公民館に指定管理者制度を導入すべきかの課題につきましては、継続して検討をしていきたいと考えております。

次に、平成17年4月2日から平成18年1月16日までを工事期間といたしまして、工事費を3億8353万円余りをもって実施いたしました市民会館等のリニューアル工事でございますが、市民会館と公民館は一つの建物でございますので、工事は分離発注し、実施いたしましたものではございません。どうか御理解を賜りますようお願い申し上げます。以上で、御質問に対する答弁とさせていただきます。

○12番（串田金八君） 再質問の答弁、ありがとうございました。それでは、指定管理者制度について要望いたします。

一口に民営化といっても、それに相当する職員の苦労は大変なことだと察しますが、民間にちゃんと引き継ぎができて当たり前で、サービスの低下や経営不振などで公費をつぎ込むようであってはまた問題です。これから管理者の審査に入るわけですので、厳正な審査をお願いするとともに、雇用の問題では市内にはすばらしい、優秀な人材がたくさんいらっしゃいますので、できる限り市内の業者やNPOで市民の雇用を希望する業者に管理者になっていただくことを要望しておきます。

次に、救命ボートについての要望です。初めに、1の安全安心なまちづくりについての要望です。さすがは福生市、耐震の住宅補強も補助も進んで、救命ボート以外はしっかり訓練などは行われているし、災害に対しても備品や食料、水なども用意されていて、市民の安心度もますますといったところだと思います。

しかし、先ほど答弁の中で自主防災組織のことが出てきましたが、各町会・自治会の皆様には本当によくやっていただいて感謝しておりますが、もう一声、各町会には消防団のOBの方がいらっしゃいます。声かけがちょっとおくれて、年をとって、動きがいま一のOBの方もいらっしゃいますが、消防団で培ってきた知識を生かしていただいて、自主防災組織の一員やリーダーに加わっていただきたいものです。

次に、2の地球温暖化についての要望です。北極のシロクマやアザラシばかりではなく、日本においても大分気温が上昇してきて、東南アジアの生物が十分住めるような気候になってきております。南の生物と言えば日本にいないはずのないアカアリやマラリアを媒介する恐ろしい南の蚊が既に上陸していると聞いております。

まだ福生市には影響はないようですが、近い将来、状況が変わりましたら、このことも質問したいと思います。

次に、3項目目の水害についての救命ボートですが、前向きに考えたとの答弁、まことにありがとうございます。一段下に住んでいらっしゃいます田園地区の市民の皆さんがほっと安堵することと察しますが、来年の蛍が飛び出すこの時期に、すっかり救命ボートが配備されてきていて、私が救命ボート配備の質問ができなくなることがちょっと寂しい気がします。台風や集中豪雨などが福生に来ないで、救命ボートを使わないことを願うとともに、すかつとした新市長の決断に感謝を申し上げまして、私の一般質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 次に、18番大野悦子君。

（18番 大野悦子君質問席着席）

○18番（大野悦子君） 一般質問をさせていただきます。

まず、SPコードについて。SPコードの公共情報提供物への採用についてお聞きをいたします。最初に、SPコードについて少し説明をさせていただきます。

SPコードはさまざまな種類の商品や本などに印刷をされているバーコードを発展させ、ほぼ切手大に縦横に小さい極小のバーを組み合わせた2次元コードのことで、

従来の一方向だけのバーコードより情報密度が高く、一つのコードに800、あるいは1000文字、またもっと小さい、例えば名刺のようなものにまでテキスト情報を書き込むことができるものです。

専用の読取機によって音声変換をして内容を聞き取ることができるものです。視覚障害の方に情報提供の手段の一つとして、この公共情報提供物にSPコードを採用してほしいということを以前から一般質問させていただいております。

野澤前市長が昨年8月、広報に「きんもくせい」というのをずっと書いていらっしやいましたけれども、それに最初にSPコードをつけていただきました。それから、福祉情報のページへと広がり、先日の6月1日の広報には全ページにこのSPコードの採用、そしてコードわきに、お気づきになった方もいらっしやるかと思いますが、パンチの穴の半分の穴ですが、それをさわるとそこにコードがついているということがわかるようになっております。そういう本格的な取り組みとなり、大変関係者の皆様に喜ばれたところであります。

このSPコードについて、振り返って少し見直しをしてみたいというふうに思います。視覚障害者にとって行政を初め、公的機関からの紙面の情報はなきに等しいものです。紙面で広報しているので知らないということば通らないと、これまでは思われていましたが、そこには日の当たらない人たちがいることも忘れられていました。

身体障害の中には、視覚障害者が含まれております。視覚障害者は目が見えないために声を挙げるにも社会から孤立しがちでありました。自分たちの社会的環境をよくするためにも、また、環境改善にも自分たちでできることはしたいし、できないところは晴眼者をお願いをして協力をしてもらおうと、福生市でも2005年10月に、福生市輝き市民サポートセンター開設時に、視覚障害者と晴眼者が共生をし、ともに活動するボランティア団体ができました。そして、自分たちの欲しい情報作成の提案をし、音声化できる視覚障害者への情報、バリアフリー化からスタートし、今も積極的な活動を続けております。

この活動を少し紹介させていただきますと、情報バリアフリー化は日常生活情報の速報性を要求されるものからまず始め、投資設備の金額ができるだけ少なく、そして人材がすぐに得られて情報提供、コストが安く、地球にやさしいエコロジーなものを採用してきました。

活字文章をコード化して圧縮できる音声コードやSPコードを従来文書につけ、この付与されたSPコードを装置で読み上げ、音声として聞くことができます。既存の刊行物にはSPコードの並記をお願いし、緊急で必要な文書情報等には中まで、視覚障害者の視点からアレンジや、あるいは新規作成をしています。具体的な作業として扱いやすい葉書サイズの情報カードを作成し、配布。この葉書サイズには最大4000文字を情報として入れることができます。これは大体A4判文書、約8枚分に相当するものであります。そして、葉書サイズの情報作成方法もルール化し、既に実用に入っております。日常情報は途切れることはなく無限で、利用しやすいものへと絶えず改善をしております。その改善は視覚障害者や晴眼者が顔の触れる距離で意見交換

をしながら作成をし、新しい仲間へと発信をしております。

そんな中、ようやく市の広報でもこのSPコードの採用がされましたことは、何よりうれしいことであり、まさにこれが市民と行政の協働と言えるのではないかというふうに私は思っております。

そこで、お尋ねをいたします。広報でのSPコード添付実施をこれからどのように発展させていくのか、さらなる取り組みについてお考えをお聞かせいただきたいと思います。

次に、2点目のエコへの取り組みについて、三つについて質問させていただきます。まず、あちこち話題であります新庁舎、視察も多いというふうに聞いておりますが、その視察状況がどのようになっているのかお尋ねをいたします。

3月議会で省エネルギー対策など、新庁舎にどう生かされているのかということで質問をさせていただきました。平成15年度に環境基本計画を策定後、新エネルギー、省エネルギー等に取り組むビジョンと、目標年次を市は明らかにしているが、特に新庁舎には幾つかCO<sub>2</sub>削減策を取り入れ、環境に配慮したまちづくりを推進している中で成果があったのは何か、という質問に対して、新庁舎の温暖化対策については太陽光発電システム、天然ガス、コージェネレーションシステム、あるいは地熱利用熱源システムなど、合わせて11の省エネ対策を実施しており、省エネ対策に伴う二酸化炭素削減量は106.5トンの予定と、田中参事の答弁がありましたことを覚えています。これらを含めて新庁舎の対外的なPRはどんなことをされたのかを、お聞かせください。

近隣でも視察をさせてもらったという話を私もよく聞きます。現在、新庁舎への視察の状況はどんなふうでしょうか、件数や視察の目的、あるいは対応などについてお聞かせをいただきたいと思います。

先日、5月22日に、恒例の春の花いっぱいの植栽が行われました。初めての丘の広場でのセレモニーに続き、市役所周りに設置された大きなプランター10鉢、これはエコセメント製品で、一つが3万5000円、10鉢を購入したというふうに聞いております。エコ製品はいずれも通常のものより幾手間かかっておりますので、大体割高になります。新庁舎への省エネやエコへの取り組みの一環というか、あわせて使用されていたのだというふうに思いますが、これらについて、今後のエコへの取り組みをどのように考えていらっしゃるか、お聞かせをください。

次に、緑化についてですが、農業施策を含め緑化についていつも質問をさせていただいております。まず、花いっぱい運動の見直しをするということで、広報でも募集していました。花いっぱい広場についての内容、また方向性などをお示しをいただきたいと思いますというふうに思います。

また、市営プール横、以前は自然のコスモスが毎年咲いていたところですが、そこに木枠の花壇をつくって、町中と同じような花を植栽するようになって長いのですが、今回は、この春の植えつけはここについては行いませんでした。この場所について、以前、何度も質問させていただきましたけれども、市内全体で植栽する

場所、余り多くないというふうに私、思っておりますが、この場所についてさまざまな形の取り組みについていろいろアンケートをとるとか、いろいろなことが検討されてきたわけですが、貴重な、ここも植栽のスペースであると思います。ここについてはどのような対応が検討されているのでしょうか。それから、花いっぱい運動のPRについてもお聞かせをいただきたいと思います。

以上、1回目の質問といたします。よろしくお願いいたします。

(市長 加藤育男君登壇)

○市長(加藤育男君) 大野悦子議員さんの御質問にお答えいたします。

広報紙におけるSPコードについてでございますが、御案内のとおり、SPコードとは文字情報を内包した二次元コードの一種で、専用の読み取り装置を使用することによって、記録されている情報を音声に変換するものでございます。印刷物にSPコードを印刷することにより、目の御不自由なお方にも情報を提供できるようになりました。

福生市におきましても、平成19年8月1日号から「広報ふっさ」の紙面に試行的に導入いたしました。また、平成19年12月1日号では2面にわたる福祉関係の記事を要約してコード化いたしました。さらに、本年5月からは毎月1日号の奇数面にSPコードを導入し、さまざまな記事をコード化いたしまして掲載していく予定でございます。なお、広報紙の奇数面の左下に直径5ミリ程度の半円形の切れ込みを入れることにより、SPコードの位置がさわってわかるようにしたところでございます。

そこで、御質問の広報紙でのSPコードの添付実施と、これからどのように発展させていくかとのことですが、本格実施したのは本年度でございます。先ほども申し上げましたとおり、毎月1日号の1、3、5、7面の記事をそれぞれ抜粋して、コード化して、継続的に行ってまいります。SPコードの添付実施につきましては、今後もさらにふやす努力をしてまいります。

また、記事についても広報紙でありますので、福祉関係だけにとらわれず一般の記事も取り入れていく考えでございますが、目の御不自由な方にとって知りたい情報を提供することが一番望ましいことでございますので、今後、市民の方々の意見等を聞きながら、より多くの人に読んでいただけるよう努めてまいります。

広報紙のSPコードにつきましては、以上のような方向で進めてまいります。市で発行するさまざまな刊行物につきましても、SPコード化する必要があると認識しておりますので、できる限りコード化に取り組んでまいります。

次に、エコへの取り組みについての1点目、新庁舎の視察状況でございますが、4月以降、立川市や羽村市など六つの自治体からの視察を受け入れております。視察への対応でございますが、総務部契約管財課が窓口になっておりまして、庁舎の概要について説明しております。ただし、事業ごとの専門的な内容についてはそれぞれの部署で説明しております。

視察の主な目的は、市民要望の集約方法や防災拠点としての庁舎、環境への取り組み、本会議場及び議会関係室のつくり方などでございます。そこで、特に環境への

取り組みの説明に際しては、パンフレットや1階ホールの省エネ表示パネルを使い、コージェネレーション、太陽光発電、屋上緑化や雨水利用などの新庁舎における省エネ対策についても積極的に説明しております。

次に、2点目のエコセメントを使用した製品への取り組みでございますが、庁舎の外周にはエコセメントを使用したプランターやインターロッキング、縁石などにエコセメントを含む製品を使用しております。

エコセメント製品は割高で、価格的に使用できないとの認識もございましたが、道路のU字溝などの構造物は価格的にも差もなくなり、東京都の積算単価表にも載り、以前よりエコセメントの製品は使いやすい環境になってまいりましたので、今後もプランターを含め積極的にエコ製品は使っていきたいと考えております。

次に、3点目の緑化についてでございますが、花いっぱい運動の今後を検討するため、6月19日に町会、商店街、農業者の方々や一般市民の方々、約20人の参加によりまして会議を開催させていただく予定になっております。花いっぱい運動は春と秋の年2回、市内農業者によって生産された草花苗を町会、商栄会、保育園・幼稚園、公共施設などに植栽することで市内を花いっぱいにし、潤いと安らぎのあるまちにすることを目的といたしています。平成2年度から実施しておりますが、20年近くたち、花いっぱい運動の見直しを行いたいと考えております。

内容でございますが、植栽場所の検討、草花苗の種類や数、運動の進め方、将来計画などを検討課題といたしまして現状の把握、問題点の抽出などを行い、推進の方策を検討してまいりたいと考えております。その際、近隣市の視察も行いながら、参加者の皆様の自由な発想で、市の状況にあいましたアイデアを出していただければと考えております。

花いっぱい運動のPRについてでございますが、取り組み活動などを広報、ホームページ等でPRしてまいります。また、市営プール横の花壇でございますが、今年度予算に既存の花壇の撤去、造成等の経費を計上させていただいておりますので、どのような内容にするのかは会議の中で参加者の皆様の御意見を参考に進めていければと考えております。

以上で、大野悦子議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 午後1時まで休憩いたします。

午前11時59分 休憩

~~~~~

午後1時 開議

○議長（原島貞夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○18番（大野悦子君） 再質問を何点か、させていただきます。

まず、SPコードについて、いろいろ申し上げましたが、このことについて他市町、あるいは団体等について、SPコード採用の状況についてお調べになったことがあるかどうかをお聞きします。

それから、コード添付文書の普及と同時に、読取機がないと読めないわけでありま

して、これについてはサポートセンターに最初に1台あったのですけれども、公共施設に今、置いてある状況等ありましたら、お知らせください。

それから、多分まだ1台10万円ぐらいするお高いものですが、個人で持っている人はなかなか少ないと思います。高価なものなのですけれども、これについての補助についての考え方をお聞かせをいただきたいと思います。

それから次に、新庁舎について、1棟目がおおよそ1年経過したわけでありましてけれども、短い時間ではありますが、ここの使い勝手、またエコ、省エネ対策の効果として、いろいろと期待するところではありますが、この影響というのはどんな形で出るものなのか、例えば数字であらわせるようなものがありましたら、お聞かせをください。

それから、丘の広場、芝生や小木の根つきが心配だということをずっと思っております。たまたま植えつけの時期が梅雨時で、ちょうどいいと思いますが、これについての今後の維持についてどのようにお考えでしょうか。

それから、緑化につきまして平成2年から実施していると言われているこの花いっぱい、大体参加される方が苗の生産をされる農業委員さんとか、あるいはグリーンクラブのような直接農業従事者の方々、あるいはボランティアといった、私ども何人かなのですけれども、実際の直接の担当者よりも市の花いっぱいにしては市民の方が少ないというふうに思うのですけれども、おおよそ20年の経過と言われますが、この間の経過というのをちょっとお聞かせいただきたいというふうに思います。変わってきたところがあるのか、あるいは変えたなら何か理由なり何なりという、こんなふうにしてこんなふうに変わってきたというようなことがあるならば、それをお聞かせいただきたいと思います。

それから、花いっぱい広場、20名ほどの参加で、19日に最初の会議を予定しているというふうにお聞きをいたしました。これにつきまして事務局は、この会議とどのようなかわり方を持つようなお考えでしょうか。それをお聞かせいただきたいと思います。以上、よろしくお願いいたします。

○福祉部長（星野恭一郎君） それでは、SPコードに関係いたしまして再質問にお答えさせていただきます。若干答弁は前後するかと思いますが、まず、SPコード読み取り装置の市内公共施設の設置状況でございますが、読み取り装置につきましては市内公共施設に9台が設置をされております。施設別には、市役所に2台、これは障害福祉係と広報係に1台ずつでございます。それから、福祉センター、保健センター、公民館、それと、議員さんお話がございました輝き市民サポートセンター、各1台ずつという状況でございます。さらに、図書館に3台という内訳になってございます。

なお、設置の経費等につきましては輝き市民サポートセンターにつきましては議員御指摘でございましたが、それ以外の8台につきましては平成19、20年度の障害者自立支援対策臨時特例交付金を活用して設置をさせていただいております。

それと、他市でのSPコード読み取り装置の設置状況でございますが、この近隣市の状況をちょっと申し上げさせていただきますと、青梅市が10台、昭島市5台、羽村市は設置をいたしておりません。あきる野市2台といったような状況でございます。

次に、読み取り装置の障害者等への補助・助成ということでございますが、読み取り装置の助成等につきましては障害程度１級及び２級の視覚障害者を対象といたしまして、障害者自立支援法によります日常生活用具として給付をされます。読み取り装置の給付の基準額は９万９８００円でございます、その１割が自己負担となります。したがって、残りの９割が助成をされるということになっております。よろしくお願いいたします。

○総務部参事（田中益雄君） それでは、私の方から大野議員さんの再質問のうちエコへの取り組みの新庁舎の関係でございますけれども、初めの新庁舎第１棟の使い勝手はどうであったかというお話がありましたけれども、第１棟につきましては、昨年は工事中の仮使用でございましたので、特に１階、２階については限られたスペースでの配置だったことから十分なスペースがとれず、市民の皆様等到大変御迷惑をおかけいたしました。申しわけなく思っております。

なお、本年の新庁舎完成以後につきましては、施設等の使用状況などについて現在意見を集約しており、今後、不都合なところはできる限り改善してまいりたいと考えております。

次に、省エネルギー対策の効果でございますけれども、太陽光発電やコージェネレーションシステムなど主な省エネルギー対策設備につきましては１９年度工事で実施をし、本年度からの稼働であります。また、旧庁舎とは条件が異なることから現時点ですべての効果などは比較できないところでございますが、現時点で数字として申し上げるものについてお話しさせていただきます。１点は、雨水を利用したトイレなどへの中水の使用の関係でございますけれども、昨年、１年間で７２９立方メートルでございます。全使用水量の約２１％となっておりますところでございます。

また、太陽光発電はことしから始まったわけでございますけれども、４月、５月の発電量の計は２０９２キロワットで、ＣＯ２削減量は７５３キログラムとなっておりますところでございます。

次に、丘の上の芝生等の関係でございますけれども、丘の広場の芝生等の施工に当たりましては、芝生の専門業者が作業に入る前に市内の公園の状況などを見て、福生の風土を理解した上で、また、数種類の改良土に芝生を２種、小さい小木ですが、２种植えつけまして、根つきぐあいや生育の状況を約半年間観察した結果をもとに施工しており、現時点で約９割以上は根づいてきていると見ております。

今後、芝生の冠水等につきましては、日常は雨水を利用した自動冠水設備により行い、また、芝刈りにつきましては委託で年２回を予定しているところでございます。なお、日常の除草などにつきましては職員が随時行ってまいりたいと考えております。また、芝生への市民の皆様への立ち入りにつきましては、養生等の関係もございまして、当分の間は規制をさせていただきたいと、こんなふうに考えているところでございます。以上で、再質問に対する答弁とさせていただきます。

○生活環境部長（森田秀司君） 花いっぱい運動の関係でございます。２０年前の花いっぱい運動と現在との比較ということでございますが、まず、草花苗の数でござい

ます。運動当初の平成2年度につきましては1万9460本ございました。それが18年度になりますと、7万2600本、約3倍程度ふえてございます。

活動につきましては当初農業委員会が中心になりまして行っておりましたが、花いっぱい運動の幅を広げるというようなことで、農業者の方々に加えて、東京都みどりの推進員さん、また議員の皆様にも御参加をいただきまして、さらに平成5年の7月にはグリーンクラブ福生というのが設立されまして、現在のような形になっております。

植栽の場所につきましては、当初、新奥多摩街道や田園通りの沿道、また、市営プール横、福生本町東交差点わきの4カ所でスタートしたようでございますが、新奥多摩街道や田園通りにつきましては、作業が危険であるというようなことで中止にされまして、その後、町会や商栄会などの方々に御参加いただきまして、今の植栽場所になってきたというような経過がございます。

また、2点目の会議につきましては、6月19日に予定しております会議でございますが、植栽の場所の検討でございますとか、草花苗の種類や数、花いっぱい運動の進め方、将来計画などを検討していきたいというふうに考えておりまして、参加者の皆様の自由な発想で御意見をいただきながら、今後の活動の中心になっていただければと考えております。この事業は、市民、団体、行政によります協働事業というふうに位置づけることができますので、活発な御意見をいただく中で進めていきたいというふうに考えておりまして、事務局は生活環境部の環境課におきまして参加者への連絡調整、情報提供など行っていきたいというふうに考えております。

○18番（大野悦子君） いろいろありがとうございました。最後に、丘の広場の植えつけ、先ほどいろいろとおっしゃられたのですけれども、ちょうど梅雨時なので、今のところ着くかなというふうに思います。やはり、空間というか中間の緑ですので、やはり不自然な形で、これから干ばつだとか強風だとか、大雨だとかいろいろあると思います。ああいう場所ですから、とにかく本当にはげたらみっともないというふうに思いますので、あの形を維持していくためにはいろいろと工夫が必要であろうかと思えます。先ほど言いましたような緑化に対する検討だとか、これからの花いっぱい広場だとか、そんなものも広げていただきながら、何らかの形でその管理に加わっていただくようなことも検討していただくことが必要かというふうにも思いますので、ぜひ今の状態を保てるような工夫をぜひともお願いをしたいというふうに思います。

それから、花いっぱい広場につきましては、これから第1回目の会議が開かれるわけで、これからなののですけれども、積極的にまちづくりに参加をしていただく市民の方の参加の場所として、ぜひ参加のしがいのある、やりがいのある会にしていきたいというふうに思います。

それから、SPコードにつきましては、これからもぜひより広げていただけるようお願いをしたいと思えます。

それから、一番情報提供をする広報が一番大事なものだというふうに思うのですけれども、ちょっときょう、見本を持ってこなかったのですが、葉書の大きさと裏表4

隅、8個のコードをつけることで、現在配られている広報を葉書の大きさでつくることもできます。そんないろいろなものもありますので、ぜひともそういうことへの取り組みも検討していただきたいというふうに思います。それができれば、ポケットやカバンにも入れられて、さらに読取機なども普及がされれば、もっともっと手軽にそんな読める機械などもふえるのではないかとというふうに思います。いろいろと、ほかのところの状況なども検討していただきながら、いろいろな取り組みをぜひ広げていただきたいというふうに思いますので、ぜひともよろしくお願いします。時間ですので、終わります、ありがとうございました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 次に、16番羽場茂君。

（16番 羽場茂君質問席着席）

○16番（羽場茂君） それでは、貴重なお時間をいただきまして、ありがとうございます。さきの通告に基づきまして、2項目の一般質問をさせていただきたいと思えます。

まず、1項目目は、新市長さんの所信についてであります。ところで、加藤新市長さん、御就任おめでとうございます。これからもよろしくお願いいたします。

市長は、だれもが住んでよかった、住みたくなる夢のあるまち福生を目指して、五つの元気、すなわち子育てが元気、お年寄り・障害者が元気、教育が元気、まちが元気、スリムな市役所が元気という目標を掲げまして、例えば子育て支援策の充実、例えば中学生までの医療費の無料化への拡大、それから、例えば定住化促進、高齢者の活動の活性化、それからまちの商店街の活性化、そして市役所の事務事業のアウトソーシング等さまざまな施策を掲げられまして進めていくというふうにされておりますけれども、具体的にどう進めていくのか、またその意気込み、決意等について改めてお聞かせ願いたいというふうに思います。

また、最初の大野聡議員の質問の中で、プロジェクトチームの設置、行動計画、進捗状況の評価などについてやっていくということでございますけれども、今の時点で結構ですので、この進捗状況についてどのように公表しながら組み立てていくのかということのお考えをお聞かせいただきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

2項目目は、住宅政策についてということで2点お伺いしたいと思えます。最近市内を回っておりますと、新しいワンルームマンションが大変目立つようになっております。一部の都内の自治体ではワンルームマンションの建設には特別な課税をしておると、そういった形で規制をしているところもあります。それだけ社会的な課題を発生させることが懸念されている部分もあるからだと思います。

我が市でのワンルームマンションの増加の実態についての現状、それに対して課題等があるというふうにお考えかどうか。また、今後の方針というものがあればお答えいただきたいというふうに思います。

2点目は、高齢者などが民間賃貸住宅に入居する場合、高齢者であるということや

単独であるということで入居を断られるケースがあるということでもあります。これは特に高齢の、単独の夫婦で、御主人に先立たれたという場合に、年金収入の減で、今まで住んでいたところを住みかえなくては行けないと、より低い賃貸住宅に転居せざるを得ないというときに断られるということで、進退窮まるということが何件か発生しておるわけでございます。

こうした事態にいろいろな施策を講じているのが、例えば川崎市でございまして、入居支援、公的保証人制度などいろいろ導入しておりまして、また、市の住宅基本条例という中には罰則規定はないものの、高齢者の、あるいは障害、外国人であるということだけで入居を断ってはならないということを明記して、目標としてやっておるわけでございます。

そうしたことにつきまして、特に高齢化が進んでいる我が市で、こうした問題に対する考え方、対処についてお伺いしたいと思っております。

以上、1回目の質問といたします。よろしくお願いいたします。

(市長 加藤育男君登壇)

○市長（加藤育男君） 羽場議員さんの御質問にお答えいたします。まず、私の所信についてでございます。本会議初日に、私の所信を申し述べさせていただきましたが、その中で申し上げましたように「誰もが住んでよかった」「住みたくなる夢のある街 福生」を目指して、「子育てが元気、お年寄り・障害者が元気、教育が元気、まちが元気、そしてスリムな市役所が元気」という「五つの元気」の実現を行政運営の柱に据え、市政の継続、発展を図っていく所存でございます。

福生市は、現在、第3期の総合計画を進行中でございますが、私が行政運営の柱に掲げた「五つの元気」は、これらの計画と整合を保つ中で、特にこの「五つの元気」の実現を基本とした行政運営を進め、各施策の点検評価をしながらレベルアップを図っていくというものでございます。したがって、計画的な行政の継続、発展を実行するための基本的な視点と御理解をいただきたいと存じます。

そして、「五つの元気」の実現に向けての私の意気込み、あるいは決意等といった御質問でございますが、さきの市長選挙におきましてマニフェスト、つまり政策提言を掲げて福生市が活力にあふれ、将来に向けますます発展し続けるよう「五つの元気」を与えたいと市民の皆様へ訴えてまいりました。市民の皆様へのお約束として、その実現を果たすのが、市長としての責務と強く認識しているところでございます。

マニフェストに掲げた「五つの元気」の実効性を確保するため、まず何よりも財源の措置が必要であり、また充実させるには「PDCA」といったマネジメントサイクル、「計画、実行、評価、改善」に基づく進行管理が不可欠でございます。したがって、子育てが元気等「五つの元気」分野の具体的な施策について実効性のある、庁内全体での取り組みの検討に着手するよう早速関係部に指示したところでございます。

また、庁内ではこれから来年度の実施計画の策定が始まります。この「五つの元気」の視点により策定を進め、あわせて推進のためプロジェクトチームを立ち上げていき

たいと考えております。なお、このプロジェクトチームでございますが、役割として私のマニフェストの具体策の検討のほか、「五つの元気」の項目に即した提案をしてもらい、内容、実施年度等について検討した上、私に報告してもらうということを考えております。

その報告結果を受け、事業の優先度、緊急性、財源等の裏づけ等に留意しながら判断し、新規施策、レベルアップ事業として実施計画に盛り込んでいきたいと考えております。もちろん、この「五つの元気」の推進に当たりましては、実施計画と重なる部分がございますが、別に推進計画を策定し、毎年度、進捗状況の把握、事業効果を確認しながら、「五つの元気」の実現に努めていく所存でございます。

次に、住宅政策についての1点目、ワンルームマンションの増加についてでございます。当市の世帯別の変化を国勢調査によりますと、単独世帯は平成7年には31.1%、平成12年には33.9%、平成17年には37.2%でありまして、平成7年からの10年間で6.1ポイント増加しております。この数字は周辺都市と比較しますと、単身世帯の割合が高い傾向が見られます。また、同じ10年間でファミリー世帯は平成17年には31.9%であり、平成7年からの10年間で9ポイントの減少となっております。

平成19年7月策定の福生市住宅マスタープランでは、ファミリー世帯が住みたいという魅力ある町にすることが最大の目標であり、単身世帯の増加は、結果的に地域の子どもの減少させ、コミュニティーを希薄化させるため、当市の改善すべき住宅課題として位置づけております。そのため、ファミリー世帯向け住宅の供給増加とワンルーム形式住宅を抑制することの対策として、福生市宅地開発指導要綱の一部改正をしているところでございます。具体的には、集合住宅の計画戸数が20戸以上の場合で、ワンルーム形式住宅の建築をする場合、全体戸数の3分の1以下とし、住戸面積を25平方メートル以上としております。

次に、2点目の高齢者等の入居制限についてでございます。民間賃貸住宅への入居支援についてでございますが、福生市の将来像を市政世論調査などで見ますと、「高齢者や障害者が安心して生活できるまち」が約半数を占めており、住まい探しに当たってはアパートを借りるときの保証人、高額な家賃の支払い、病気の不安などの問題を抱えている人が多い様子が生活実態でうかがえます。

現在、高齢社会に向けた民間住宅の供給の対応で、東京都も住宅をお探しの高齢者などの方に、賃貸住宅の情報を提供する制度を開始しております。なお、現在、福生市のホームページから東京都都市整備局ホームページにアクセスできるようになっております。三多摩でも何市か東京都と同じような制度で対応しておりますので、福生市においても東京都宅地建物取引業協会西多摩支部の福生地区会員の方々との協議会を開催して、民間賃貸住宅への入居・居住継続を支援できるネットワークづくりを視野に入れて進めていきたいと考えております。

以上で、羽場議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○16番（羽場茂君） 御答弁、ありがとうございました。それでは、2回目の質問

ということとさせていただきますと思います。

我々の立場として、新市長に期待する第一義的な部分、これは福祉を守り、増進すると、この1点でございます。これの立場から、これからの市政が直面する課題というのは何と言っても福祉を支える財政的な基盤の確立だというふうに思っております。「入るを図って出るを制す」という言葉があります。まず収入については、今いろいろな補助金制度がありますけれども、それに頼るだけではなくて、どうやって自主財源を確保するか、大きな曲がり角に来ていると思います。

一つは、まず人口の減少という現実には直面しているわけでございます。この人口の減少による税収減と戦う、この意味で「五つの元気」の第一番に子育て支援というのを掲げられたことは卓見だというふうに思っております。心地よい子育て支援というのが充実していませんと、なかなか定住していただけない。また、将来的な財政構造が、いわゆる税収構造がおかしくなってしまう、こういうのが現状ではないかと思えます。

まず、この子育て支援策をしっかりとやっていくということで、そしてまた定住化ということもしっかりやっていると、これで人口減と戦わなければならないというふうに思っております。

また、小学校に上がるころから他市に行くということは、一つは住宅の問題もあるかと思いますが、教育への問題ということもあるかと思えます。福生の教育につきまして、「教育が元気」ということで教育委員会の施策を支援していくという御決意でございますけれども、本当に今の教育委員会が一生懸命やっているこの施策、これをもっとアピールして、近隣にはないいろいろな施策があるわけでございます。

例えば、特別支援教室で8名の不登校の中3が全員高校に行ったと、これは全国に知れ渡っていいほどの快挙であります。こういうことがもっと宣伝されなければならない、マスコミ等は学力が低いというようなことだけを平均点で出しております。議会でもそういうことが取り上げられて、とんでもない話であります。平均点で人の、いわゆる福生市の子どもたちの出来、不出来がわかるはずがないわけで、単なる平均点であります。全国にもし6000人のトップ10人の中に福生の中3がいたということだってあるわけございまして、決してそういうことだけにとらわれるような風潮に流されてはならないと思います。ましてや、さまざまな不登校対策をし、何もやっていない市と比べてそうした現実にあった市民からすれば、一番施策が充実している市であるというふうに高らかに言っていきたいと思います。そういった意味でも、教育委員会をバックアップして、そういったアピールをして、定住化を図るべきであるというふうに思っております。

そして、商業、工業、その他の振興についていよいよ本格的にやる時が来たというふうに思います。四つ目の「まちが元気」であります。先ほどもありましたように、イオンモールやアウトレット、近隣にありますけれども、私は将来的には必ず衰退していくだろうと、まちで歩いて暮らせる商店街をいかにつくり、そこに人は寄ってくるというのを実現するためには、この福生市の、例えば銀座通り等はものすごい資源

としてあるはずであります。それを確信しておるわけでございます。実際には砂町商店街とか十条銀座のようないつも人があふれるようなところは、特に何かがあるわけではありませんけれども、元気な商店が連なっていれば、そうやって七夕まつりのような集客ということも見込まれるわけでございます。そういったことに本格的な再復興の支援をすべきではないかと。これはちょこまかやっても、乾いた砂に水がしみ込むようで、やはりここは一遍にやるべきではないかというふうに思います。

また、市内には中小とは言え、世界に冠たる技術を持った企業もあります。こういった意味でITの進んだ現在ではSOHO、そういったものを集中することも可能であると思います。まさに民間の経験がある加藤市長であるからできると、こういう期待は大きいと思っております。慎重な検討等は必要であると思っておりますけれども、ここは一気に行っていただきたいというふうに期待するものであります。

また、「出るを制す」でありますけれども、削減とか打ち切りということではなくて、市民の協働と言いますか、そういった知恵、福祉のネットワーク、そういったことでサービスの低下を抑え、質を押さえるということも非常に大事だと思います。

2番目の元気に挙げました「高齢者が元気」というのは、そういった意味で大変重要な施策だと思います。八王子市などはボランティア活動した分を点数として数え、それで自分のサービスをしてもらうときに使うというようなシステムを考えているようでございます。いろいろな方にボランティア、あるいはネットワークに参加していただいて、特に子育てと介護の両方にかかる人的なサービスの負担を、お互いがネットワークでお互いを助け合う。例えばおじいちゃん、おばあちゃんが保育の面倒を少し見る、また、それをやっていただいたお母さん方が高齢者の面倒を見ていくというようなこと、こういうことも大事になってくるかと思えます。

また、ほんのちょっとした皆さんのボランティアというのが、大きな意味を持ってくると思います。例えば、災害時にバイク隊ということをやっているとありますが、なかなか実現しておりませんが、バイクを持っている方がいざという時にバイクに乗って災害救助をするというようなことを、例えばネットワークをつくっておけば、年に1回の防災の日にみんなでデモンストレーションで回るだけでも、意識づけになると思いますし、それから田園の水害ということで先ほどありましたけれども、市内にはボートを持っている方が割と多くて、そういう方が、いざという時にボートが出るかもしれません。

それから、前も言ったのですが、公園の清掃などもお見合い清掃ということで若い男女が公園で清掃すれば、お見合いのかわりになるかもしれない。あるいは、空きアパートで大家さんが困っている場合に、これを例えば火災の際の、焼け出された方の緊急避難の場所として提供してもらうとかそういったこと。あるいは、雪が降ったときの、高齢者の家の前の雪かきを近所の人が基本的にいつも担当しておくというようなこと、こういうようなことで、いわゆる全部ではない、コアの部分は難しいけれども、全体の福祉サービスを向上させることとして、経費をかけずに向上させることは可能ではないかというふうに思います。こういったことが、これからの市政には非常

に重要であるというふうに思っております。

問題は、これをいかに早くやっていただくかというふうに私は思っております。きのう、任期中にはやりたいというような発言もございましたけれども、やはり重要なのは3カ月というふうに思います。就任3カ月のその中で、いろいろなものは決まていくと思いますが、こういうように勝手に今までいろいろ言いましたけれども、こうしたこちら側の期待と要望につきまして感想等あれば、一言お願いしたいと思します。言えないようであればいいですが、よろしくお願いします。

2項目目の住宅政策についてでございます。ともあれ実態としてワンルームマンション、あるいはメゾネットと言うのですか、小さい住宅というのですか、集合住宅ですが、これが大変な数が増加しております。この1年間でもものすごく多くなっております。実際に、持ち家率の増加というのを目指しているわけですが、この10年間で9ポイント減っているということは、やはりこうした事態に対処できていないという部分がありますし、住宅だけではなくて、市民の構成からいって、市の全体像に影響を与えかねない事態が来るかと思します。

先ほど、福生市宅地開発指導要綱、この中でいろいろ規定しているようでございますけれども、いま一步の抜本的な見直しが、しかも早急な見直しが必要ではないかというふうに思します。

もう一つの原因として、多くの不動産を持っている方が、いわゆる固定資産税とか都市計画税の支払いにかなり困っている方も中にはいらっしゃる。アパートを建てただけけれども老朽化して、借りる方がなかなかいない。そういう中で、そういった方面への住宅の転換というのが促進されてしまっているのではないかというふうに思します。市の方での総合的なまちづくりの計画と、そういった大家さんに対して、将来こういうような、人口構造はこうで、こういうふうに持っていくから、こういうような住宅を建ててほしいのだというような動機づけというのがないままですと、今のままの形で進んでしまうのではないかというふうに思しますので、そのこの所は再度検討をお願いしたいというふうに思します。

それから、2点目の高齢者の支援でございますけれども、本当に大変な事態に陥ってくるわけであります。今度、それがまた生活保護へつながっていったりということがあります。片や、あいているアパートがいっぱいあるという、お互いにとって不幸な状況がありますので、何とかその施策をしていただきたいというふうに思いますが、お答えでは、今、東京都の住宅の支援策、これにのっとってということでございまして、東京都住宅建物取引業界西多摩支部の加盟の人たちと、ということでございまして、市内のどのくらいの業者の方がそれに加盟していて、どのくらいの高齢者の支援に参加できるのかというようなところの現状について、そこについてはお答えをいただければと思います。以上、2回目の質問とさせていただきます。よろしくお願いします。

○市長（加藤育男君） 羽場議員さんが、一言でいいというので、一言だけで答弁させていただきます。

「五つの元気」の実現に向けまして、議会の皆様の御協力のもと、部課長以下職員と一緒に、一生懸命実現に向けて取り組んでいく覚悟でございます。よろしくお願いいたします。

○都市建設部長（小峯勝君） 羽場議員さんの再質問にお答えします。福生市の宅地建物取引業の総数は77業者がございまして、その中で東京都宅地建物取引協会西多摩支部の福生地区の会員数は51社が登録してございますので、組織率としますと66%の組織率となっております。高齢者等が民間賃貸住宅の中で家賃の不払い、居住中の事故とかその他で高齢者、障害者、小さいお子さんのいる世帯などはまだ非常に入居選別を受けやすい状況となっていることから、福生市としては今年度、福生市の宅地建物業界の支部との協議会等開催しまして、福生独自の民間賃貸の入居支援の取り組み検討を進めていきたいと考えております。

なお、市内部でも高齢者や障害者の方々も対象になりますので、福祉部との連携を密にしながら進めていきたいと思っております。以上で、答弁とさせていただきます。

○16番（羽場茂君） 突然の質問にもかかわらずありがとうございました。

その決意を応援しつつ、今申し上げた観点でこれからも一般質問をしてみたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

住宅の方でございますけれども、高齢者の支援等について、また考えていただけるということでよろしくお願いしたいというふうに思います。とりあえず今の段階で、いわゆるシルバーピア等高齢者住宅の建設計画というのがとりあえずは凍結しているというか、ない状況であると思っております。どんな形が一番いいのかというのがやはり問われてきておるか。シルバーピアなら何でもいいのかというと、そうでもないという、本当に高齢者単独だけではなくて、若い世代と一緒にお互いが交流し合いながら住んでいける、こういうパターンも考えていかざるを得ない。その時に、新しいものを建設するということは、これはなかなか難しい。そうなりますと、今現在あるアパート等そういうものをどう活用していくか、これが例えば固定資産税を払えない大家さん等にしてもプラスがあって、若い世代もプラスがあって、高齢者もプラスがあるような形を、今現在ある資源で何とかしていかざるを得ないだろうというふうに思いますし、そういったことが進んでいくことが、いろいろな福祉の総合的なネットワークをつくる大きな流れになると思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。何はともあれ、これから頑張っていっていただきたいと思いますので、よろしくお願い致します。以上で終わります。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 次に、20番小野沢久君。

（20番 小野沢久君質問席着席）

○20番（小野沢久君） 御指名をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

加藤市長さんには、大変お疲れさまでございました。大変厳しい選挙を勝ち抜いて、市民の審判を得て市長さんに就任したわけでございます。私も、市長さんはこれで5

人目ですが、初めて年下の市長さんが誕生しました。何となくやりにくいような気もいたしますけれども、時代の流れかなということも感じた次第でございます。

そこで、市長さん、大変多忙で、なかなか当選後もお会いする時間が持てなかったのですけれども、365日休みがないような仕事でございますので、ぜひ健康に留意して、一生懸命取り組んでいただきたいと思います。

私が「健康に留意して」などと何を言いたいかわかっていると思うのだけれども、よくその辺は御理解をしていただいて、市民のために働いていただきたいと思います。

そこで、質問ですが、市長の施政方針について。施政方針については3人目ですが、私は会派代表で質問をするわけではございませんので、よろしくお願いいたします。

実は、「五つの元気」の推進ということにしておりますけれども、このマニフェストをお持ちいたしましたけれども、これを選挙中は一緒になって配って、「加藤育男と五つの元気」などとやってきたのですから、これについて質問というのも非常にやりにくいのですが、ですから中身のことは聞きませんけれども、このことがやはり市民としては一つの選ぶ理由になってきたのではないかと思います。ですから、これを進めた方としてもこれをきちんとし遂げていただかないと困るわけですから、応援した方にもその責任はあるわけです。ですから、何としてもこれは4年間の任期のうちにやっていただかないわけにはいかない。中には、すぐにでもできるのが書いてありますが、しかし、なかなか財政的にも難しいのもありますから、それはそれでやはりこれからいろいろな力をあわせてすべてができるようにやっていただきたいと思いますので、そういった思いから、取り組みの姿勢、細部は結構です、もういろいろ出ていますから、「やっていくのだ」という気合をぜひ聞かせていただきたいと思います。

それから次が、特定健康診査と特定保健指導の関係、実はどんな質問をしようかと随分今回悩んだのですが、緊急課題のことだけはしていかなければならないと思って、この問題を取り上げたのですが、12月の議会でも取り上げておりますけれども、市民の方からなかなか連絡がないという問い合わせがやはり参っております。というのも、制度が大幅に変わって、「早期発見早期治療」から病気にならない対策、メタボの対策ということで大幅に制度が変わった。この目標は、政府は医療費の削減が主な理由でございますけれども、大幅に制度が変わった。それがなかなか市民の皆さんには理解がいただけていないというわけです。

というのも、今までは3万1000人から案内状を出してきたわけですね。いまだに1件も届いていないわけですから、それは心配しますよ。それと同時に、基本健康診査は今まで長い間時間をかけて、中身を充実してきて、市民の健康に大いに寄与してきた。それと同時に、市民がこのことにも大きな期待をしていた、これは事実でございます。また、ことしも来るのかなと思っていたらまだ来ない。ですから、こういう心配が起きてくるわけです。

ですから、やはりこのためのPRが非常にそういう面では足りていなかったのではないかと思います。ですから、ここでお聞きしたいのは、今までの基本健康診査との

違い、あるいは、これから後期高齢者の問題の市民への対応、そして周到な準備はしてきているはずなのですが、これが7月にずれ込んだ理由、ずれ込んでいないと言うかもしれませんが、5月にできるのができないのだから、これはずれ込みだと思うのですが、ずれ込んだ理由。

それから、これは国民健康保険加入者だけになるわけですが、市はそれだけの対応をすれば基本的にいいわけですが、実際には今まで3万1000人、なおかつ1万人の方が抜けたという……、国民健康保険以外の方の対応がとても重要なことになってまいりますけれども、そのことについても12月の質問では、それなりの協議会で検討して、しかるべき指針が示されるというような答弁をいただいておりますので、そのことも含めてどうなっているかということについてお尋ねをしておきたいと思います。

それから、防災行政について、これも8月末に防災訓練がありますので、ここで質問しておかないとなかなかできないことですので、質問しておきたいと思います。

5月の12日に中国・四川省で大きな災害が発生しました。その前にはミャンマーで大きな台風が発生しました。国は違っても被害に遭った方に心よりお見舞いを申し上げておきたいと思います。

そこで、ここで質問する大きな理由は、こういった大きな災害が起きて、市民の皆さんも防災に関して大変関心の高い時期ですから、やはりそれなりの高い時期に訓練をするのも必要ではないかと思っておりますので、旧態依然とした、余りかわりばえのない、言ってみるといつも見るような顔が集まっているような訓練ではない、新たな訓練がここではできるのではないかという期待を込めて質問をするわけですので、よろしくお願いいたします。

それと、もう一つの大きな理由には庁舎が完成をいたしました。この庁舎を建てかえる大きな理由は、今までの庁舎が非常に耐震的に問題があるということで、1階がそっくりつぶれてしまうという診断結果が出て、補修工事には大きな費用がかかるということで、早期に新庁舎を建てかえをしないといけないということで始まった、それが一つの大きな理由です。それは、仮に庁舎に来ているときに市民が巻き添えに遭ったり、職員が命を落とすようなことがあってはならないということで始まったこと。確かにバリアフリーの問題、庁舎の分散もありましたが、一つには大きな理由がその耐震性であります。それが完成したわけですから、今度は災害対策本部も市役所の中にできるわけですから、当然それに見合った訓練ができるのだろうと思っの質問ですので、よろしくお願いいたします。

ですから、もう一つは避難所の関係が今ありますけれども、16カ所、避難所を設定しておりますけれども、その備蓄機材や点検、あるいはトイレ等の状況がどうなってくるか。当然点検はしていると思っておりますので、その辺の状況もあわせてお答えをいただきたいと思います。

1回目の質問とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

(市長 加藤育男君登壇)

○市長（加藤育男君） 小野沢議員さんの御質問にお答えいたします。

まず、私の施政方針について、「五つの元気」の推進に当たり、どのように取り組むのかとの御質問でございます。本議会初日に、私の所信を申し述べさせていただきましたが、その中で申し上げた「五つの元気」の実現を行政運営の柱に据え、市政の継続、発展を図っていく所存でございます。

現在、福生市は第3期総合計画を進行中でございます。本計画は「やすらぎ いきいき 輝く街 福生」を将来都市像とし、その理念実現のため、市民と行政の共通の目標に位置づけるとともに、具体的に基本計画を定め、施策を展開してきております。

私が行政運営の柱に掲げた「五つの元気」は、これらの計画に沿ったものでございます。整合性を保つ中で、特にこの「五つの元気」実現を基本とし、行政運営を進め、各施策の点検評価をしながらレベルアップを図っていく所存でございます。したがって、計画的な行政の継続、発展を実行するための基本的な視点と御理解をいただきたいと存じます。

我がまち、福生市が活力にあふれ、将来に向け、ますます発展し続けるよう、私は市に「五つの元気」を与えたいと考え、選挙時にマニフェストを、つまり政策提言に掲げて、その実現を市民の皆様へ訴えてまいりました。市民の皆様へのお約束として、その実現を果たすのが市長としての責務と強く認識しているところでございます。

マニフェストに掲げた「五つの元気」の実効性を確保するため、まず何よりも財源の措置が必要であり、また充実させるには「PDCA」といったマネジメントサイクル、「計画、実行、評価、改善」に基づく進行管理が不可欠でございます。したがって、子育てが元気等「五つの元気」分野の具体的な施策について、実効性のある取り組み方法の検討に着手するよう早速関係部に指示したところでございます。

また、市内ではこれから来年度の実施計画の策定作業が始まりますので、この「五つの元気」の視点により策定を進め、あわせて推進のためのプロジェクトチームを立ち上げていきたいと考えております。なお、財源の確保のため財政運営の健全性を第一に考え、引き続き事務事業の見直し、効率化を進め、またあらゆる面から歳入の確保に努めていく所存でございます。

地方債の借り入れや基金の取り崩しにつきましても、極力抑制し、将来に負担を残さないことを念頭に置きながら、身の丈にあった予算規模の財政フレームを基本として据え、スリムな行政を目指し、将来にわたり持続可能な行財政運営に努めてまいります。

次に、特定健康診査、特定保健指導等についての1点目、概要等についてでございますが、医療制度改革に伴い、平成20年4月から国民健康保険や健康保険組合など、すべての医療保険者において特定健康診査・特定保健指導の実施が義務づけられました。

新たな特定健康診査では生活習慣病の早期発見のため、メタボリック・シンドロームに関する検査項目が追加され、生活習慣病予備軍、該当者の早期発見と進行・発病の予防を主な目的としております。

特定健康診査・特定保健指導の対象者は、当該年度中に40歳から74歳の誕生日を迎える医療保険加入者及び被扶養者となります。また、75歳以上の方は後期高齢者医療制度が適用され、特定健康診査と同じ健診項目で実施してまいります。

次に、2点目の実施時期及び検査項目の変化等についてでございますが、特定健康診査の具体的な検査項目といたしましては身体計測、血圧測定、血液検査、肝機能検査、血糖検査などがございます。また、医師が必要と認めた場合に実施される詳細項目としましては、貧血検査、心電図、眼底検査がございます。さらに追加項目といたしまして、血液化学検査と医師の結果説明がございます。なお、基本健康診査と比較いたしますと、新たに追加された項目は腹囲の計測、LDLコレステロールで、削除されたのが総コレステロール定量、潜血ということになります。

5月から実施できなかった理由でございますが、市民のための健診を基本に、西多摩医師会の希望も考慮し、西多摩8市町村におきまして国から示された特定健康診査項目以外の追加項目の必要性、実際の運用のあり方などにつきまして統一して実施する方向での協議を重ねてまいり、さまざまな課題を整理しながら、ここで一定の合意が得られたところでございます。したがって、実施については7月からということになりますが、市民に御迷惑が及ばぬよう進めてまいりますので、御理解をよろしくお願いしたいと存じます。

次に、今までのPRについてでございますが、国や広域連合等での詳細な内容等の確定がくれたため、市といたしましては特定健康診査から特定保健指導への流れ等の概要について、3月15日号の広報の一面を使用して説明をいたしました。また、今までに7回実施いたしました出前講座等でも、説明をさせていただいております。

実施時期等の詳細につきましては、6月広報で周知を図ってまいります。今後もさまざまな機会をとらえ積極的に説明をさせていただきたいと考えております。

これらのことに対する市民の皆様の理解度ということでございますが、実施時期や市が行う特定健診の対象者等についての問い合わせもあり、個別の状況をお聞きしながら御説明をさせていただいておりますが、今後とも御理解をいただくよう努めてまいりたいと考えております。

なお、医療保険制度を含む医療制度改革につきましては、概して周知不足ということとは否めないと考えており、現役世代を含めた国民全体で議論をし、理解を深めていくことが必要と考えております。

次に、3点目の国保加入者以外の市民への対応につきましては、国保以外の保険の家族等が居住地の近くの医療機関で利便よく健診が受けられるよう市国保と医師会の契約と同じ条件で、被用者保険と医師会が契約できるよう市が必要な支援を行ってまいります。

具体的に申し上げますと、市が医師会と契約した内容で、東京都代表保険者である健康保険組合連合会東京連合会を窓口とした契約書に名を連ね、医師会と集合契約を行うことにより、国保と同様に身近な医療機関で特定健康診査の受診を可能にしてまいります。

次に、防災行政についての1点目、防災訓練についてでございますが、地震という災害はいつ起きるかということは大変予想できにくいものでございまして、日本では、昨年の10月より最大震度5弱以上と推定した地震の際に、緊急地震速報として事前にテレビ・ラジオ等でお知らせするようになりました。しかし、ことしの4月に沖縄県宮古島付近で発生した地震では、震度5弱を予測し、緊急地震速報により初めて発表されたわけでございますが、実際には地震発生から10.6秒後で、震度は4だったということでございます。予測できるに越したことはないと思いますが、こういう状況をかんがみますと、やはり普段からの地震に対しての備えや気構え、そして訓練というものが必要不可欠と考えられます。

ことしも8月31日に、市では総合防災訓練を予定しております。今年度は新庁舎も完成いたしましたので、市の防災拠点であります新庁舎に、昨年までメイン会場の学校に設置しておりました災害対策本部をぜひ設置したいと考えております。内容はこれから詰めてまいります。昨年の東京都との合同防災訓練の反省も含め、訓練を実施していきたいと考えております。

次に、2点目の災害対策本部についてでございますが、災害が発生した場合には新庁舎第1棟2階にある第1、第2会議室が災害対策本部の設置場所となります。隣室には防災係を配置し情報収集、情報発信の拠点となる防災無線室を設け、都の防災システム及び市の防災行政無線システムが設置されます。

また、この会議室には最新の映像音響システムが整備されておりますので、有効に活用していきたいと考えております。このほか、庁舎には非常時対応として下水道管を活用して使用できる、災害用マンホールトイレを5カ所設置することができ、また、緊急用の飲料水の確保対策として、12.5トンの受水槽や自家用発電設備を設置しております。

平成7年度に行った耐震構造調査で、旧庁舎は耐震性がなく耐震補強が必要との指摘を受け、災害時の市民の安全確保ができず、市民が利用する上で利便性を欠くような不十分な状況であるということから、高い耐震性を有する災害時の防災拠点としての機能を十分に発揮できるような庁舎をということで、建設された経過がございます。ぜひ、これからは新庁舎が市の防災拠点として市民の皆様の安全・安心を守る大きな役割を担っていききたいと考えております。

次に、3点目の避難所の機能についてでございますが、避難所は災害により自宅が倒壊したり、自宅での生活が困難になってしまった場合、またはこれから災害に遭う危険性が高い場合などに一時的に避難生活を送るための場所でございます。あわせて食料や生活物資の配給などを行う拠点としても機能する場所で、市内各学校の体育館など屋根のある施設16カ所が指定されており、それぞれに避難所用備蓄庫が設置されております。避難所用備蓄庫の備蓄品や機材等の状況、点検については耐用年数、賞味期限のあるものは随時入れ替えや、不足している箇所は順次補充等を行い、備蓄品の管理を定期的の実施しております。

トイレについてですが、災害時には一番困るものだと思いますが、和式簡易トイレ

や、車いすでも利用できる洋式簡易トイレなど計186基ございまして、そのうち避難所用備蓄庫にはスペースの関係もあり2基を目安に備蓄しており、災害時には被災状況等に応じ、わらつけ中央災害備蓄庫等から搬送する予定になっております。避難所用トイレにつきましては、プライバシーや衛生的な面などさまざまな課題もあるかと思いますが、いろいろな御意見をいただきながら設備を充実させていきたいと考えております。

以上で、小野沢議員さんの御質問に対する御答弁とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 2時15分まで休憩いたします。

午後2時3分 休憩

~~~~~

午後2時15分 開議

○議長（原島貞夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○20番（小野沢久君） それでは再質問をさせていただきたいと思います。

市長さんが、右手をサッと上げるのは、なかなかさわやかでいいですね。いつまでも続けていただきたいと思いますのですが、とても新鮮な気がして気持ちよく感じます。そこで、質問がなければいいのですが、そうはいかない。

それで、今、市長さんからのお答えがありました。だれがつくったかわからないけれども……、なかなか、でもまだ市長さんの口回しのような原稿にはなっていないような気がするのですけれども、それはそれとして幾つかやはりお願いをしなくてはならないことがございます。

いずれにしても、市長さんも含めて20年度の予算には賛成をしているわけですから、まずこの予算をしっかりと着実に実施をしていただくこと。それから、第3期の基本計画が22年度までということですから、これをしっかりとチェックをしていく。あるいは、これからやらなくてはいけないことをしっかりとやっていかななくてはならない。これは市長さんだけではなくて、やはり議員も議会も当然責任があるわけですから、私も含めてそれはチェックをしていきたいと思っております。

それから、あと大事なことは職員としっかりと意思疎通を図っていくということ。まだ、お互いにどこまで言っているのか、どこまで聞いているのか暗中模索のところがあると思う。なるべく早くそのことを乗り越えて一体となって、言い合える関係、信頼関係をつくっていただきたいと思います。

それから、もう一つは選挙中から市長さんが言われておりました民間活力ということで、やはりこれからは市長としてのブレーンをつくっていくことが大事ではないかと。内部もそうですけれども、内部はプロジェクトを含めたり周りの部長さんたちで済むかもしれませんけれども、外部に自分の思うことを言えて、それにしっかりと判断がくだせるグループ、まあシンクタンクというか、それをしっかりとつくって、そこでそれなりの自分を高めていただいて、マニフェストの実現に向けていただきたい、そうやっていただきたい。

それから、これはなかなか難しいかもしれませんが、なるべく自分の言葉で答弁が

できるようにしていただければ……、顔を見ながら質問しますと、随分目と目で話しができるわけではございませんけれども、まあまあ難しいことも何となくそこでわかったような気持ちになりますので、一つ、そのことについて、今言ったことに何らかの御意見をいただければと思いますので、何ならもう一回申し上げますか。

(笑声) ぜひお願いをいたします。

それから、特定健康診査と特定保健指導の関係で、御答弁をいただいたのですが、幾つかこの中で気になるところがある。75歳以上の方には今までと全く問題なく受けられるということで、心配はしておりません。それと、広報の仕方ですが、先ほどの答弁で3月15日の紙面一面を使ってと言うから、一面と言うからここかと思ったら、これも一面だけれども、よく見たら中の方の一面で、4ページ目一面を全部使っている。

それで、これは見出しが悪い。市民が必要とする部分よりも「4月から特定保健指導がスタート」と、4月からスタートするのにまだ案内が来ないのだから。そうでしょう。よくよくこれを見れば、確かにほとんど書いてある。案内を7月にするということはどこにも書いていない。国民健康保険だけの方が福生市の担当ですということもどこにも書いていない。だから、これをつくって、広報はそっちですが、広報がやはりどこまで読まれているのか、ある程度読まれていますけれども、ではどこまで理解されたかというつくり方に問題がある。主語をどこに置くか、これは4月からスタートということは、事務屋の都合、4月のスタートは間違いがないのだから。これは間違っていないのです。だけれども、読む方はではどこまでそれが理解できるかという観点から見ると、つくり方がやはりまずいです。

だから、これから6月号を出すと言うから……、もうできてしまっているのではないですか。やはり見出しで、中身が半分ぐらいはわかるものをつくっていただかないと……、新聞だって見出しだけを読んで大体中身がわかるわけだから。そういう努力はしていただきたいと思います。仮に原稿ができているなら、わかりやすくつくり直してください、と思います。

それから、幾つか聞かなければいけないものもあるのですが、答弁の中で、今回、今までどおりでなくて、1万2000人の国保の方には市からの案内状が、7月になると来るわけですね。それで、行って、そこで身体測定、身長・体重、ふえたところで腹囲、それとBMI、血圧測定、血液検査、肝機能等血糖があつて、その後に「医師が必要と認めた場合に実施する」として、血液化学検査、あるいは心電図、あるいは眼底検査、これらは今までずっとやってきたことなのです。これはだから、医師が必要と認めるには医師はどこで必要と認めるのですか。内診をして「あんたはこれはしなさい」と言ってから始まるわけですか。

今までは、私が行くところは最後に医師が内診をして話しをしてくれるわけですが、おたくはどうだとか。これはどうするわけですか。医師の判定説明は後からなのだから、どこで医師が必要としてこれをやるのですか。これでは、今の説明ではわからないし、実際にどうなるのか。お医者さんもこれをやらなければ、費用は余りかかり

ませんから、いずれ何らかでやることになると思うのだけれども、この額面どおりの説明で行くとどうなってくるのか、そこも教えていただきたいと思います。

それから、いろいろな機会をとらえてPRをしたと言うのですけれども、どんなPRを、ほかに何をやってきたのですか。そこもついでにお願いいたします。

それから、今まで5月に延びた理由もよくわからないのだけれども、5月が7月に延びた理由。事務的に数字が、資料がそろわなかったのですか。国保の方からのメンバーをこっちにやるとかと余り関係がなかったのですか。今まで、去年から準備してくれば間に合ったのではないですか。そこを具体的にもうちょっと、何でだめだったのか。どんな資料がなかったからできなかったのか、そのところをもう一回お願いいたします。

・それから、国保以外の方がどうすれば受けられるか、これはそれぞれ入っている保険が、保険者がやるわけだから、関係がないと言えば関係がなくなっている、現実には、その責任だから。だけれども、そこが本当に今までのような形での検査ができるのかという疑問があるわけです。今までは、さっき言った「早期発見、早期治療」で医療費を抑えてきたのだけれども、そうでなくなってきたわけでしょう。そのところをどうするかということで、答弁では「国保と同様、身近な医療機関で特定健康診査の受診が可能にしていまいます」ということだけれども、これが具体的だというのは、ではどうすればこれはその人が受けられるのですか。国保以外の方で、遠い方が、八王子から福生にきている人が、福生で受けるには具体的にどうすればいいのですか。国保以外に市はやらなくていいのだから、だから手の打ちようがないのではないですか。打ちようがあるのなら、そのところをちょっと教えていただきたいと思います。

それから、防災訓練ですが、最初に申し上げたでしょう。今、大きな災害が起きて市民の関心が高い時期だと、だけれども、どうも「新たにやります」という答えはどこにも入ってこないでしょう。庁舎を建てかえる本当の理由が、本来の理由が耐震でしょう。それで、「本部は使います」だけにすると、ちょっと前向き性が全然ないのではないですか。どうですか、市長さん、そう思いませんか。

そのために庁舎をつくり直して、新しくできたのだから、そこを中心にして違ったことができないですか。この答弁の中を見ると、どうもほとんど変わっていないし、せいぜい第1棟2階にある第1、第2会議室が災害対策本部と。この防災計画にのっとって恐らくやと思うのだけれども、まだこれは16年の改定版ですか、これより新しいのではないと思う。

例えば、1ランク上げて訓練をして、災害対策本部を設けるのは第1非常備配置体制とかとなっている、ちょっと上げて、例えば職員の半分は出てくるということにこれではなっているのでしょうか、第1配備にすれば。ちょっと変わったことをして、本部の役割を試してみるのも大事な事ではないのですか。それと同時に、市民の参加で各町会が集まっていくのだけれども、恐らく今のままではことしもそのままですよ。同じような人が来て、同じことをやっているのが現実ですよ。1度、夜間訓練があり

ましたか、その時は参加者が多かったです。だから、それではしょうがないのではないかというから、質問しているのですから。何とかそういう面では答えてください。新たなことを、市民が参加しやすい方法でこんなことをしますとかと。宿泊訓練だっ  
てやっているところもあるらしいですよ。避難所に宿泊訓練。そんなことだってや  
てみればできるのでしょうし、今言った職員の集合体制をきちんとやってみるとかと、  
思います。ですから、その辺のところの新たな取り組みを、それはまだ市長さんに言  
っても無理だから、総務部長さん、課長の原稿は要らないから、今の質問を受けてど  
うするか、お答えをいただきたいと思います。

それで、もう一つの避難所は、耐震性は、学校は全部終わっているから心配がない  
と思うのですが、福生高校は終わっていますか。福生高校と福東会館が入っています  
けれども、その耐震性はどうなっているか、そこをお願いいたします。

それから、庁舎ではマンホール式の仮設トイレができるということで、実験してい  
ませんからまだ見ていませんけれども、これもやはり避難所に、例えば学校の場合な  
らば校庭の端の方につくっておけば、大して費用もかからないのではないかと思うの  
で、その辺のことの取り組みをしていただけるかどうかという質問でございますので、  
よろしくお願いいたします。

○市長（加藤育男君） 小野沢議員さんの質問に対してのお答えになるかどうか、ち  
よっとわからないのですけれども、私が理事者として素人でございますので、庁議の  
中で、今定例会の各議員さんの質問の説明を受けたときに、各担当部署から答弁書  
を作成する際には内容を私がわかる言葉に直すようにしていただくようお願いいたし  
ました。それがやはり、この9月から始まるインターネット配信の各皆さんに議会がわ  
かっていただけという結果になるのではないかと。また、今定例会も傍聴の皆様が多  
数お見えになりましたけれども、その方たちにも再度来ていただくような形になるの  
ではないかと、そういうふうにご各担当に指示したところでございます。

○市民部長（野島保代君） 特定健康診査、特定保健指導に関しましてでございます。  
議員さん御指摘の通り、3月15日の広報では「病気を見つける健診から予防のための  
健診へ」ということで、4月からスタートしますと、ただ内容を見ますとメタボリ  
ック・シンドロームとは、その状況、健康診査等ねらい、こういうようなことで実際  
にどうなるのだということが、概要ということでこの3月15日にはさせていただい  
たということでございます。先ほどからほかの議員さんにもお話をさせていただいて  
いるとおり、6月15日の広報の方に、また詳細なことを「Q&A」で載せさせてい  
ただくことになっております。ただ、その見出しが決め手ということでございますが、  
現在のところは「生活習慣病予防のための特定健康診査を受けましょう」ということ  
になっておりまして、ストレートな物言いかと思いますが、見出しが決め手というこ  
とになりますと少し弱いのかなという気もしますが、少しずつこれから広報等  
にその辺の御指摘を十分気をつけてしてまいりたいと思いますので、この点につきま  
しては御容赦願いたいと思います。この6月15日の内容でございますけれども、こ  
の中では特定健康診査ということで、40歳から74歳までの国民健康保険の被保険

者の方が対象ですよということが中心になっております。ただ、「Q & A」の中で御主人がほかの健康保険組合の被保険者、その扶養になっている、そういう方はどうなるのだということでございます。これにつきましては、先ほどの市長答弁の中でも集合契約という話をさせていただきました。そのような形でやりたいとは考えておるのですが、まだ市の方が国民健康保険と医師会との契約、これを進めている段階でございまして、その内容を見て、その健康保険者、他の健康保険者がその内容に載って福生市医師会等と契約をしていくという形になりますので、まだ現状のところではどの程度の他の健康保険者がその集合契約、福生市の契約に載ってくるかどうかということはまだ不明でございまして、またはっきりしました時には御報告をさせていただきたいと考えております。

それと、2点目、この健診項目でございしますが、その中で基本的な健診項目の中で詳細な健診の項目、医師の判断による追加項目として貧血検査であるとか心電図、眼底検査等があるわけでございますが、基本的にはこれは身体計測、血圧、肝機能検査等と同時に行うような形になります。ですから、医師は既往歴であるとか、そのようなことから判断をして、この詳細項目について検査をするかどうかの判断をするということになるかと思えます。

基本的には、議員さんお話しのとおり私どもとしては、予算の面では受けるような、受けていただくような考え方を基本として進めさせていただいてはおります。

次に、ほかにPRということでございますが、本当にこれにつきましてはもう市民の皆様にご迷惑をおかけした、また議会議員の皆様にご心配をおかけしましたことを本当に心からおわびを申し上げたいと思っておりますが、基本的にこの制度の内容等の詳細につきまして福生市の事務、行政がいつも遅いということではなく、これは全体的な流れの中で決定が遅くなってしまったわけでございますけれども、そのようなことから周知につきましてはまだまだ不十分だと、そういうふうに考えております。

今までは広報等によって、あるいは、対象者の方への個別の周知というような形でございましたが、やはり、さまざまな機会、さまざまな機会と申しますのは出前講座は当然のこととしまして、町会の会議、老人会の会議、あるいは市が主催する会議というものもございますので、そういうときには押しかけと申しましょうか、開会前の5分でもお時間をいただきながらさまざまな制度改正、あるいはこれからどうするか、あるいは来年はまた7月からなのかとかそういうようなことも含めまして、周知・PR等をさせていただきたいと、そのように考えております。

それと、4点目で、7月になった理由ということでございます。西多摩地域の中での調整、あるいは医師会との調整ということをお話させていただきましたけれども、基本的に追加項目をどうするのかということが統一を図れなかったと、ある市、国民健康保険者になりますが、ある市ではこの追加項目以外のこともしたいというような話もあり、また、全然しないというところもあると、そういうようなこともございまして、やはり隣のまちでやっていることと、そのまちが違うものというようなことでも、また市民の方に御納得いただけないということで、その辺の統一にちょっと時間

をかけさせていただいたと。

また、医療費の関係で、その健診費用の関係でやはり医師会の方とさまざまな議論をさせていただきまして、それに少し時間をかけてしまったということでございまして、本年度は7月からということになります、来年度からはもっと早目にできるような形で進めさせていただきたいと考えております。

最後に5番目で、国民健康保険以外の方、こちらの方の健診の機会ということでございますが、基本的にはやはりその加盟なさっている、加入している医療保険者の責任で周知をし、健診の方も実施していただくということが基本でございます。ただし、先ほどの集合契約というお話をさせていただきましたが、これにつきましては、その他の医療保険に加入している方の扶養されている奥様、家族であるとか、こちらの方がその会社等が指定する都内のとかというところの医療機関にかかるということは、大変不便なことでございます。そのために、集合契約等という制度が導入されたわけでございますが、その奥様方につきましては集合契約がなされた後に、福生市の医療機関で受けられるという形になります。基本的に集合契約ですから、健診項目も同様になるというようなことになります。

基本的には、今回、医療保険者ごとの責任でやるというようなことにはなっておりますが、これが福生市民の方々、またほかの市民の方々もそうでございますが、不便になってしまうということであると、基本的な「健康日本」「健康福生」という目的に合致いたしませんので、そのような面での御不便をかけないように周知、情報の提供等をきめ細かくさせていただきたいとそうように考えております。

○総務部長（野崎隆晴君） 続きまして、防災行政に関しての、まず防災訓練についてでございますけれども、今年度は防災拠点としての新庁舎が完成をいたしまして、初めての防災訓練となりますことから、新庁舎の大きな建設目的等も踏まえまして、できる限り災害を想定した訓練といたしたいというふうに考えておりまして、先ほど市長答弁にもございましたとおり、災害対策本部を市役所に設置する予定でございます。

内容につきましては、現在、担当課で詰めている状況でございますが、例えば、会場数の増設などができるかどうかなどの検討をさせていただきまして、また、訓練内容の充実の検討、それとマンホールトイレの試運転、あるいはそれと職員の第1次非常体制、これにつきましては市内の在住職員はもとより、近隣の羽村市、あきる野市、昭島市、立川市、瑞穂町、それに青梅市、武蔵村山市、八王子市、日の出町、これらの地域に居住している職員が徒歩、あるいは自転車により各職場へ参集をする訓練、これも検討いたしておりまして、福生市地域防災計画及び職員防災対応マニュアルに基づいた職員の参集訓練もぜひこのような形で実施をしていければというふうに、そのように考えております。

いずれにいたしましても、市民の皆様にはできる限り参加しやすい訓練としてまいりたいと、そのように考えております。

次に、災害用マンホールトイレについてでございますけれども、もし災害が起こっ

てしまった場合には、トイレの問題と言いますのは大変に深刻な大きな問題となるというふうに、そのように位置づけをいたしております。

御指摘の災害用マンホールトイレにつきましては、軽量で、かつコンパクトで、加えまして衛生的でございますことから、災害時には大いに威力を発揮するのではないかとそのように考えております。今後、この災害用マンホールトイレの設置につきましては、避難所に指定をしております市内の小中学校の校庭に設置が可能かどうかの検討をしながら、順次進めていく必要があると、そのように考えております。

それと、最後に福東会館と福生高校の建物の耐震化についてでございますけれども、両施設ともに耐震化が済んでいる、そんな状況でございます。

○20番（小野沢久君） お答えをいただきまして、ありがとうございます。

それで、市長さんから「理事者としては素人である」と、もうこれは最後ですよ、次は「素人だ」という言葉は通用しませんから、心して——ここへ来ると人が変わりますから、どんどん行きますからね、ぜひそんな形で責任持った御答弁でよろしく願いいたします。

特定健康診査の関係ですが、一つは19年度の基本健康診査はもう終わっていますので、これは集計が出ていると思うので、何人に発送して、何人が受けたとかと、その先の要検査があったのかとかと、そこまでわかれば、事務報告には18年度は載っていますが、それにあわせた方法でその部分のお答えをいただきたいと思います。

それで、6月の……、間に合わないですか、間に合わなければいいですよ。それはそっちですか、星野部長の方ならだめだ、すぐ出してもらわなければ。何でも知っているのだから、あそこは何でもわかるから。

それはそれで済みません。あと、契約の関係、要は一般の、今言った国保以外の人、まだ福生が契約はできていないから結んだら、その保険者と市の医師会が結べば市ができるというのだけれども、結んだかどうかというのはわからないでしょう。やはり、そこに加入する保険者の責任で、あくまでも福生市の人には、福生と結んだから福生市の方は市の指定機関でも受けられますよという話は、これは市がやるわけにはいかないですね。それは向こうがやるのですよね。だから、扶養者の方にはそこがわからないですね。結局、わからないということですよね。そうでしょう。あくまでも被保険者が責任を持ってやっていただく、そういうことができたなら保険者にそういうことを言ってやらないと、ちょっとわからないのではないですか。そんなこと、今言ったことが正しいのかどうか、また、そうする気があるかどうか、そののころをちょっとお願いします。

それから、6月15日の広報なので、そこをちょっと、だから案内状は7月になりますとかというのは入らないのですか、まだ入るでしょう、赤い字か何かで。おくれしていますけれども、案内状は7月にできますとかそのくらいはできるでしょう。そこもできるかどうかをお願いいたします。余り難しいことではないので、ぜひやってください。これはそのぐらいのところですか。あとはPRをいろいろな形でやっていただくということをお願いをします。

それで、防災訓練、今、部長さんから御答弁がありまして、随分前進しましたよ、最初の答弁から比べると。全く何を言われるかわからなかったのだけれども、やはりこれは言ってみないとだめですね、随分変わってきましたよ。本部は当然あそこです。ただ、どうもあの本部は半分物置みたいな本部になってしまっている。この質問をするから、この間、わざわざ見に行ってきた。だから、やはりもうちょっとあれも片づけて……、だって、いつ起こるかわからない。さっき市長はうまいこと言ったね、「災害は忘れる前にやってくる」と。いつもちゃんとしてなければ、あそこはまずいわけでしょう。それも一つ、もう少しきれいに片づけておく、お願いします。

そうしますと、会場がありました、本部はここでやる。前にテントぐらい張るのですか。テントは張れますか、田中参事。芝生の上にテントを張って大丈夫ですか。まだだめですか。そういうこともできるのかどうか。

それから、避難所ですが、ほとんどいつも同じところなのです。使っていない学校もあるのです。うちなどは目の前が二中が避難所になっているのだけれども、六小まで行かなければいけない。だから、今の答弁では避難所、会場の数を変えとかというから、ぜひことはそんなところで、きちんと地域にあった避難所があるわけだから、そこに行けるようなことをやってみたらどうですか。それは学校の方がちょっと貸さないよという、借りられないからできないのだろうけれども、今から言えば間に合うのではないですか。その辺もやってくれるかどうか。

マンホールは実験をしてみると。それと、職員は第1次で近隣のところから来るように検討する。検討しないでやってみたらどうですか。歩いて来てもらって。徒歩で来なければ意味がないのだから、自転車ですか……、もう一回、そのところをやる気になったかどうか、お願いいたします。

あと、避難所のマンホールトイレは順次やっていくということですから、ぜひその辺はお願いをしておきたいと思います。幾つか質問しているのでお答えをいただきたいと思いますので、時間は十分ありますから御心配なく、お願いします。

○市民部長（野島保代君） それでは、2点、御質問をいただきました。

集合契約の関係で、やはりきちんと保険者には私どもも福生市民のためということで、その旨はきちんと話してまいりたいとこういうふうに考えております。

それと、6月15日の広報の関係でございますが、送付日等については入れさせていただきます。まだ間に合うということでございますので、ぜひそのようにさせていただきます。

○総務部長（野崎隆晴君） 防災訓練に関しましての、本部の設営でございますけれども、丘の広場にテント用の穴があけてございますので、そういった施設を活用してぜひ本部用のテントを設営してまいりたいと、そのように考えております。

続きまして、避難所でございますけれども、避難所につきましてはこれからいろいろな形で検討させていただきまして、多角的ないろいろなところを想定しまして、また場所についても検討させていただきたいと、そのように考えております。

それと、参集訓練でございますけれども、過去、平成7年度に実施をいたしました経過

がございますので、それから年数もたっておりますので、ここでぜひ参集訓練を実施してまいりたいと、そのように考えております。

○福祉部長（星野恭一郎君） 19年度の基本健康診査でございますが、ちょっと手元に資料がなかったので急遽資料を取り寄せましたが、まず、受診者数は1万681人ということでございます。40歳以上の対象者が3万1898人ということでございますので、受診率は33.5%、前年度が33.9%でございます。このうち、結果でございますが、特に異常を認めずという方が1352人、要指導という方が3646人、要医療という方が5683人ということになってございます。

前年度の数値が異常を認めずが1181人、要指導3098人、要医療6409人と、そういった状況でございます。よろしくお願い申し上げます。

○20番（小野沢久君） いろいろ質問をしてまいりましたけれども、ぜひ、市長さん、とにかく職員さんとはきちっとチームワークを組んでやっていただきたいというのがあります。それと、とにかく、当面、先ほど申し上げましたけれども、20年度予算をしっかりと仕上げて、問題のないようにやっていただきたいことが当面やっていただかなければならないことだと思いますので、よろしくお願いいたします。

それから、特定健康診査の関係、また、基本健康診査、星野部長なら大体何でもすぐわかると思ったから、ついつい余計なことを聞いてしまったのだけれども、数字的にはほとんど前年比較で変わっていないようでございますけれども、しかしこれだけの人が受けて、それだけの成果があったと思う。それを今度は野島部長の方に行って、1万2000人の対応になるわけですから、やはり1万2000人の中で、あれは受診目標がとりあえずは50%ぐらいでしたね。それをやはりもっと上げていくことに、今度は数字で競わなければいけないから、よほどPRの方をうまくしていかないと、なかなかそれも上がってこないのではないかと思いますので、その辺はよろしくお願いいたします。

それから、防災訓練が今の話では随分進歩しますので、ことは本部に行ってみようかなというような気がいたしますので、ぜひとも実のある、こういう時だからこそ、実のある訓練をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。以上で終わります。ありがとうございました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 3時10分まで休憩いたします。

午後2時53分 休憩

~~~~~

午後3時10分 開議

○議長（原島貞夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

10番高橋章夫君。

（10番 高橋章夫君質問席着席）

○10番（高橋章夫君） 市長さん、御当選おめでとうございます。また、今までと違った時間を費やすと思いますので、くれぐれも体だけは気をつけていただきたいな

と思っております。どうかよろしくお願いいたします。

それでは、御指名をいただきましたので、さきの通告に基づきまして、一般質問をさせていただきます。一般質問項目につきましては、2項目、各2点ずつ、4点をお伺いいたします。

1番に、都市整備について、1点目、拝島駅自由通路は、平成19年8月の暫定供用開始後、当時まで使用していた跨線橋も撤去され、平成20年3月24日に北口の立川方向のエスカレーター上下と、エレベーターが開設され、また、本年8月、南口の立川方向のエレベーターと階段が使用できると、駅構内や自由通路、あるいは一部地域においては回覧等でお知らせをしましたが、5月になって8月には使用どころか用地買収ができないとのこと。また、21年3月に南口方向にはエスカレーター上下と、階段が最終的に完成に向けて使用開始できるとの報告をされておりましたが、振りかえれば基本計画よりも1年おくらしているにもかかわらず、さらに数カ月おくれのことは、また、ことしの夏も階段を43段も上がるのは大変なことであることは事実であります。高齢者や妊産婦の方、あるいは乳幼児を抱え、一人の子どもを抱き、荷物を持ち、階段を上がる光景を見るとしのびがたいものがあります。1日も早く完成をしない限り、ここは解決しないのではないかと思います。

そこで、今後の進捗状況、あるいはここは余計になるかもしれませんが、追加支出等があるかどうか、ありましたらどのくらいかかるかお願いいたします。

また、拝島駅自由通路の完成と牛浜駅改良工事との関係について。昨年の第2回定例会で、牛浜駅バリアフリー改修についての答弁で、拝島駅の自由通路ができ上がらないと、ということになろうかと思うと答えられております。また、第3回定例会、牛浜駅改修についての答弁、平成22年度までに改修したいとの考え方が示されたところでもあります。また、過日、といってもその答弁の中ですが、八王子支社にお伺いいたしましたときにも、22年度までにはやらせていただきたいというお話を支社長からいただいておりますと、このような答弁をしております。

以上のような答弁から、拝島駅自由通路の完成後とあり、拝島駅自由通路が1年ぐらいいおくれるようですが、これにより牛浜駅改修工事がおくれるのではないかという気がいたします。そこで、今後の計画をお伺いいたします。

次に、都市整備に関しての2点目、未利用地活用提案の方向性についてお伺いいたします。未利用地を地域に応じた活用方法、または土地開発公社が先行取得した土地の起用等にかかるが、市税を生むことはないのではないかと思いますところでもあります。どのような方法を持つにしても、できる限り早く売却処分等し、自主財源の確保も必要かと思うが、市の考え方をお伺いいたします。

2項目目、教育行政について。1点目、学校教育にかかわる今年度最大の施策についてお伺いいたします。(仮称)教育センターが今年度開設されましたが、福生市における学力問題、あるいは不登校問題、さらには健全育成問題等が、当市における大きな教育問題と思います。また、教職員向上、研究や研修、教育相談、あるいは学校不適応児童や生徒の教育支援室などが一体とのこと。そこで、今年度(仮称)教育セン

ターを開設して、これらの課題解決に向けての考え方、また目的についてお伺いいたします。

次に、スプリングスクールについてお伺いいたします。スプリングスクールについて、本年度、新規事業として取り入れ、本年４月、中学校に入学されたばかりの新１年生が入学間もない４月に、宿泊型学習教室、スプリング教室を実施し、実施報告等もありますが、今回実施された成果と今後の問題点をお伺いいたします。

２点目、社会教育の振興について。学校教育における社会教育についてお伺いいたします。教育行政全体を見ると、いまだ学社融合の具体策が明らかではない。一方、社会教育行政においても将来展望がされていない。特に、学校教育施設等施設が、これからどこを目指して進もうとしているのかわかりにくい現状にある。

そこで、社会教育行政の目標と方針を設定し推進する際に、まず日常の事業等として市民のニーズの的確な把握をして行う中で、学社融合の推進等を深く図り、社会教育事業の見直しと社会教育行政及び各社会教育施設の連携・協力体制の確立をする必要がある。現在、少子高齢化が進む中で、一部にはその成長、教育等に関する疎い親に育てられている子どもの存在や、あるいは子どもは地域の共通の財産であるとの認識も希薄化していることからの問題に対して、社会教育としてのかかわり方や支援が弱いとの、こういう問題もあるとお聞きしております。

今、地域社会で高齢者、団塊世代、青少年など各世代の年齢層を超えた交流が図られる中で、学社融合に対する社会教育としての取り組みの充実が必要であるかと思えます。今や、学校環境は大きく変わってきました。学校運営にその影響が出ているようにも思えます。そこで、地域、あるいは企業の方がボランティアの方たちとの御協力により学社融合は社会教育を進めていく上で大変重要ではないかと思うところがあります。小中学校の社会教育的な考え方、あるいは今後どのような施策をお持ちかお聞かせください。

次に、団塊世代における社会教育についてお伺いいたします。社会教育の構造は大きく変化し、生活環境も多様化し、情報だけが先行している。このような環境の中で、市民はせちがらく動き回っており、隣同士の顔も知らず、また、気にもしない環境ができ、それが普通になっている社会。少子高齢化の中で子育ての問題、また高齢者や団塊世代の人たちにおける社会教育の考え方、または今後の進め方についてお伺いいたしまして、第１回目の質問とさせていただきます。以上、よろしくお願いいたします。

（市長 加藤育男君登壇）

○市長（加藤育男君） 高橋議員さんの御質問にお答えいたします。

都市整備についての１点目、拝島駅自由通路についてですが、拝島駅自由通路の整備事業は、当初は平成１９年度の完成予定でしたが、自由通路の階段を設置する場所である拝島駅南口の用地買収のおくれなどの諸事情により、事業期間を１年延伸し、平成２０年度に完成予定とする事業計画の見直しをさせていただきました。

その後、平成１９年８月にＪＲ東日本鉄道と西武鉄道の橋上駅舎が完成しましたこ

とから、自由通路の暫定供用開始をし、平成20年3月には北口西武鉄道側の工事がすべて完成し、供用開始をしておるところでございます。なお、南口ＪＲ東日本鉄道側の整備につきましては、平成20年7月に立川寄りエレベーター等の完成、また、平成21年2月には福生寄りエスカレーターや階段等の工事が完成し、全面開通の予定でございました。

しかし、ここに来て昭島市の事業であります南口の階段等を設置する場所の用地買収が、一部関係権利者の協力が得られないとのことから、平成20年7月に予定していたエレベーターの設置ができず、平成21年2月の完成も困難な状況となってまいりました。

そこで、今後どのように変更されるかとのことでございますが、現在の南口仮設階段は急で、利用者の皆様に御不便をおかけしております。まず、エレベーターを最優先で設置する工程をＪＲと協議しておりまして、現在、エレベーターの設置を予定している土地を避けるため、エレベーターの位置を少し駅側に移動して施工することとしました。これには設計変更や建築確認の変更申請が必要になりますが、この変更により立川寄りのエレベーターの設置と、福生寄りのエスカレーターと階段等の設置が可能になります。そして、この案で施工した場合の工程でございますが、立川寄りのエレベーターについては、平成21年3月に供用開始を予定しております。また、福生寄りのエスカレーター等は平成20年度内の完成をめどに整備を進めてまいりますが、場合によっては21年度にずれ込むことも考えられます。

いずれにしても、詳細につきましては現在、両市でＪＲ東日本鉄道と調整をしておりますので、方向性が出ましたら議会等にも御相談をさせていただきたいと、そのように考えております。

次に、拝島駅自由通路の事業がおくれた場合の牛浜駅改良事業への影響はどうかとのことでございますが、拝島駅自由通路につきましては、事業の変更をした場合でも平成20年度には南口階段の一部を除いては完成する予定でございますので、牛浜駅改良事業に大きな影響はないと考えております。

なお、牛浜駅の今後の計画でございますが、末次議員さんにも御答弁しておりますが、現在、ＪＲ東日本鉄道により概算金額を算出するための構造調査を行っておりまして、本年度中には改修方法を決定し、計画を取りまとめる予定とのことで、秋ごろには具体的にＪＲ東日本鉄道との協議を開始したいと考えております。

また、ＪＲ東日本鉄道改修案が提示された段階で、工事費を含めて議会に御相談をしていきたいと考えております。今後の予定としましては、平成21年度には実施設計と施工協定の締結を終了し、平成22年度には工事を実施できるように協議をしていきたいと考えております。いずれにいたしましても、1日でも早い完成をＪＲ東日本鉄道に要望してまいりたいと考えております。

次に、2点目の未利用地活用提案と方向性についてでございます。福生市行政改革大綱では、自主性・自立性の高い財産運営の確保として公共施設や、未利用地の有効利用を積極的に進めることとしております。また、取得当時の目的が変化し、将来的

方向性が定まらない市所有地につきまして、そのあり方の基本的な考え方を示す時期に来ております。

本市の公共施設整備は一定の水準に達しており、都市計画道路整備についても市施工では富士見通りを残すのみとなり、代替地の保有の必要性が薄れてきております。そのような背景の中、平成19年3月に未利用地等検討委員会報告書を作成いたしました。当市には、福生市土地開発公社保有分を含めて、およそ2万5600平方メートルの未利用地がございます。そのうち、普通財産は将来的に代替用地として確保すべき面積等を検討し、代替用地の集約化を進めて、住宅用地として貸し付けている土地の現状変更は難しいことと想定されるため、売却を含めた多様な視点での活用を図ってまいります。

一方、行政財産は当面、短期的な利活用を図り、将来的な利用目的を定めてまいりたいと考えております。また、土地開発公社保有地につきましては、将来的な利用目的を持った土地として先行取得しておりますが、社会状況や市民ニーズ等の変化により、当初の利用目的の意義が低下している状況にあり、早期買い戻しが必要との認識を持って取り組んでいきたいと考えております。

次の教育行政につきましては、教育委員会からお答えいたします。

以上で、高橋議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

(教育長 宮城眞一君登壇)

○教育長（宮城眞一君） 高橋議員さんの御質問にお答えをいたします。

学校教育にかかわる施策に関しまして、初めに教育センターの考え方、目的等についてでございます。御案内のように、平成20年、この4月から福生市教育センターが設立をされました。教育センターは教育相談室、適応指導教室、教職員研究・研修所の三つの機能を持っております。昨年度まではそれぞれが独立をして活動をしておりましたが、今回の教育センターの設立によって、これらの3機能をセンターに統合することといたしました。このことについては、以下のような意義があるものと考えております。

一つには、これらの機能を教育委員会が適正に管理できる体制がつくれたということでございます。4月より施行いたしました教育センター条例により、センター長は教育長に対しまして教育センターの活動について、毎月報告することとされております。これにより三つの機能が互いに補完し合い活動を進めていけるよう、教育委員会から指導しやすい体制がつくれたものと考えます。

二つには、教育センターの設立によっておのおのの部門での情報の共有が可能になったということでございます。例えば、教育相談室に不登校についての相談に見えた場合に、適応指導教室の紹介をしたり、指導法についての相談に来た教員に研究・研修所からの支援を考えたりするなど、さまざまな課題に教育センターとしてかかわっていくことができる、一体的体制ができたものと考えております。

以上のような教育センター設立の意義を踏まえまして、今後はその具体的な効果として教育相談機能の充実、不登校の減少、特別支援教育の充実、教員の研究・研修の

レベルアップ等が期待できるものと考えております。

平成21年4月には、これまでの第四庁舎に教育相談室と適応指導教室を移転をさせ、さらに現在の教育相談室の場所に教員研究・研修所を移転をいたしまして、本格的な教育センターの活動となってまいります。現在は、この本格開始に向けまして、教育相談システムの確立や、諸資料の整理等、準備を進めているところでございます。

次に、本年度からの新規事業であります中学校の宿泊学習教室（スプリングスクール）につきまして、お尋ねの成果と課題についてお答えを申し上げます。

まず、成果としましては、本事業の目的をどこまで達成できたかということでございます。この目的は、中学生の入学間もない時期をとらえまして、生徒の学習習慣の定着と生活習慣の改善を促すとともに、友人関係や教員との人間関係を育み、中学校生活の早期適応を図り、望ましい集団生活を送る力を身につけさせる、こういうことにございます。

大自然のさわやかな環境のもと早寝、早起き、朝御飯の規則正しい生活をさせ、2泊3日の日程のほとんどを学習時間に充てました。そして、朝の体操、就寝前の学習、さらには学習の仕方などのアドバイスも含めての内容でございました。期間中、病気などで離脱をする生徒もなく、順調に実施することができております。特に、小学校6年生時に不登校であった生徒が4人参加をしてくれたことは大変喜ばしいことであり、本事業の目的にも近づくものとなっております。さらに、本事業に対する事前の保護者への通知、小学校との引き継ぎ、健康上の掌握、教材の準備など、教員もあわただしい新学期にこれまでにない仕事はふえてはおりましたが、情熱を持って取り組んでまいりました。

本事業の評価としては、事業の趣旨などを中心とした評価シートを作成し、最終日に生徒に記述をさせております。その結果は、生徒が事業の目的に沿って項目ごとに評価をしたところ、肯定的、あるいは積極的に回答した者は、3校ともほとんどの評価項目で85%前後、あるいはそれ以上にのぼり、生徒が本事業の目的の達成感を感じていることがわかりました。

シートの自由記述欄にもほとんどの生徒が、学習の仕方や授業がわかりやすかったこと、友人関係が育まれた、食事がおいしかったこと、この生活を家でもしっかりとやりたいこと、テレビゲームやテレビ、携帯電話が3日間なかったことで友達ともたくさん話ができたと回答いたしておりまして、生徒の目的に沿った各評価項目、総合的な評価からも意義のある実践になっていたのではないかと考えております。

しかし、生徒の学習に関することの評価の中から、生徒自身が課題と考えているのが家庭での自学自習の実践であります。このことは、私どもが今後の教育活動のあり方を検討する上で明確にして、大きな意味のある結果が得られたと考えております。

なお、教職員、管理職から他の教育活動との関連での実施時期の問題、学習内容、学習指導方法、引率者の人数、実施場所、経費など幾つか反省点が出ております。今後、教育委員会事務局職員との総括会議を行い、課題を整理しながら、次年度へ向けより充実した、子どもに成果が見てとれる事業に発展をしていけるようにしたい

と存じます。

次いで、2点目の社会教育の振興についてでございますが、学校教育の中での社会教育活動についての考え方ということでございます。平成17年4月に、教育委員会組織を改変するに当たり、市の学校教育における課題の一つといたしまして、学校教育と社会教育の連携・融合の強化を掲げました。これは学校現場では地域・社会の支援を得てさまざまな課題の改善・解決に向けた取り組みを進めること、そのため、生涯学習の理念やその活動を踏まえ、改めて生涯学習の中における学校教育の位置づけを明確にするとともに、学社融合の推進を図ろうというものでございました。

そこで、この学社融合の推進に当たりまして、市教育推進プランにおけます社会教育部門の施策といたしましては、児童・生徒の健全育成を図るために学校教育と社会教育の融合を促進することを目標といたしまして、放課後の児童対策の整備と充実、また、学校施設整備及び学校体育施設の社会教育、社会体育での利用のための開放の促進、さらに図書館、公民館、体育館などの社会教育各機関、各施設によります学校教育への支援の充実などの諸施策を掲げ、取り組みを強化いたしているところでございます。

今後の進め方でございますが、平成18年に60年ぶりに教育基本法が改正をされておりますが、新たな教育基本法におきましても学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力に努めるべきとの条文が規定をされております。学校教育は学校だけで行われるものではなく、地域社会の果たす役割も重要で、社会教育を振興していくことが大切であるということでもございます。

今後、学社融合の推進は学校教育と社会教育との融合にとどまるものではなく、地域社会との融合が大変重要になってくるものと考えておりますので、地域の皆様方に参加、参画していただく機会の設定と、条件整備の拡充を進めていく必要があると考えております。

次いで、団塊世代と社会教育活動についての御質問でございますが、市教育推進プランの社会教育編におきまして、社会教育部門では市の教育目標を達成するための基本方針に基づきまして、視点の一つといたしまして「多様な学習課題に応える社会教育の振興」を掲げ、それぞれの実現のための施策として「高齢者、団塊世代の生きがいづくりと社会参加の促進」を掲げております。これは、高齢者や団塊世代の方々への対処は地域社会にとって喫緊の課題となっていると深く認識し、設定しているわけでございます。具体的な施策といたしましては、情報弱者であります高齢者へのサポートや、団塊世代への社会教育への参加のための支援及び情報交換や拠点づくりの促進などでございます。

今後の進め方といたしましては、昭和22年から24年にかけての3年間に生まれた世代を指す、いわゆる団塊世代の方々が、平成19年から21年にかけて定年退職を迎えていかれますことから、この世代が地域社会に及ぼす影響と期待は大きく、特に地域の担い手として社会が寄せる期待は大きいものでございます。したがって、これら世代の方々の社会教育への参加のための支援と拠点づくりについて、より一層

の充実を目指してまいりたいと考えております。

以上、高橋議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○10番（高橋章夫君） 丁寧な御答弁、ありがとうございます。続きまして、第2回目の質問をさせていただきます。

都市整備について、未利用地活用についてお伺いいたします。未利用地普通財産、それから行政財産、土地開発公社所有地があると市長答弁にありましたが、もう少し詳しくお聞きしたいと思います。普通財産の自由広場、行政財産の市営住宅の土地、土地開発公社が所有している土地の今後の活用をわかる範囲で教えていただきたいと思います。

次に、教育行政について1点目、教育センターの本年度の人的配置状況、または今後、市民や保護者への理解と周知についてお聞きいたします。

次に、スプリングスクールにおいて、市長答弁にありました生徒の学習に関する評価の中から、私どもが今後の教育活動のあり方を検討する上で大きな意味のある結果が得られたとのこと。それでは今後、具体的な策はあるのかお伺いいたします。

2点目、教育振興についてお伺いいたします。教育振興について、学社融合及び団塊世代に対する社会教育活動の具体的な取り組み、事業についてどのように実施し、または計画等をお持ちかお聞きして、2回目の質問とさせていただきます。

○都市建設部長（小峯勝君） 高橋議員さんの再質問に御答弁いたします。

未利用地の関係でございますが、平成19年3月に策定いたしました未利用地等検討委員会報告書の提言を具体的に推進して、未利用地等の有効活用に取り組んでいきたいと考えております。

御質問の普通財産の自由広場は、市が保有することで緊急課題等への適切な対応が図れることから、個別活用施策の検討・推進を図る未利用地としておりまして、当面は自由な市民利用の広場として活用していきたいと考えております。

次に、行政財産の市営住宅でございますが、市が保有する未利用地との位置づけで、住宅除去後の跡地については、都市計画道路拡幅の代替用地等として、当面は駐車場の貸し付け用地として活用する方針を考えております。

次に、土地開発公社保有地は市の依頼に基づき取得した用地でございますが、既に道路用地、公園事業の土地が確定している用地と、代替用地として売却することが有効な土地となる未利用地を保有しておりまして、当面は市が買い戻しをするまで現状維持とする方針となっております。

○参事（川越孝洋君） それでは、高橋議員さんの再質問にお答え申し上げます。

まず、一点目の教育センターの人的配置についてでございますが、教育センターにつきましてはセンター長に教育委員会事務局参事を、副センター長に教育委員会事務局主幹を充てております。これらはセンター全体を見通し、統括する職務を担っております。教育センターの専任の職員といたしましては教育相談、教員研修、適応指導教室の各部門を見渡し、指導・助言を行いながら研修業務なども担当する研究指導員という立場で、3名の職員が配置をされております。いずれも、都内小中学校の元校

長でございます。

教員研究・研修所につきましては、情報教育担当といたしまして職員1名を配置いたしております。教育相談室におきましては、相談員4名が配置をされております。各相談員は多くの臨床経験を有するベテランの相談員2名と、臨床心理士の資格を有する若手の相談員2人であり、いずれも専門性を有した相談員でございます。

さらに、本市で長く就学相談を担当している専門の職員が就学相談と通級指導学級への転学相談等を担当しております。適応指導教室では5名の指導員が児童・生徒の指導に当たっております。いずれも小学校の指導経験を有するベテランの指導員でございます。

このように、教育センターには今年度14名の専任職員が配置されている状況でございます。なお、副センター長には月に2回の教育センター運営連絡協議会に、各部門の代表を招集いたしまして情報の共有を図り、教育センター全体の活動についての方針を決定をいたしております。また、各部門の活動等につきましては、センター長から教育長に月ごとに報告をし、指示を受けるシステムになっております。今後、教育センターの業務の拡大に向けさらなる充実を進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、教育センターにかかわります市民や子どもたちへの周知、広報についてでございますが、現在、教育センターの機能については十分知られていないところもございます。今後の広報は重要な課題であるというふうに考えております。教育センターの開設には福生の教育の7月号でもお知らせをいたしますけれども、今後、21年度の本格開設に向けまして、リーフレット等の作成等を通して広く市民の皆様にお知らせをし、教育センターが市民の方々や子どもたちにとってわかりやすく理解していただけるよう、またより一層の活用が図られますよう進めてまいる考えでございます。

次に、スプリングスクールの生徒の実態から見えてきた結果を、今後はどう生かすかといった御質問でございますが、これまで本市の児童・生徒の学力の定着や健全育成の課題改善に向けた施策につきましては、市独自に事業化した人的な配置、あるいは教師の授業力向上へ向けました取り組みなど進めてまいったところでございます。そうした既存の授業はほとんど継続した中で、このたびの新規事業のスプリングスクールにおきまして、学校として児童・生徒が学習での一人立ちをいかに支えられるかといったような課題が明確になったところでございます。このことは児童・生徒自身の学習の目標や学習の仕方、あるいは問題の解き方など、児童・生徒の学習状況の実態認識を基点にした個別の対応が必要であるというふうに考えられます。

例えば、学習カウンセリングや個別の学習指導の重要性から、今後、他の施策等のバランスを見つつではありますけれども、学習指導員や、あるいは適応指導補助員の拡充や補習的な学習会などに努める必要があるかというふうに考えております。

加えて、児童・生徒の学習の計画的な個人目標を設定させまして、それに向けて指導者が寄り添う学習の機会をふやしていくことが重要である、といったようなところ

を考えているところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

**○教育次長（宮田満君）** 学社融合及び団塊世代に対する社会教育活動の具体的な取り組み事業、また、今後の取り組みはとの御質問でございますが、社会教育課におきましては学校施設を利用いたしまして児童の健全育成事業、ふっさっ子の広場事業を実施しております。この広場には多数の高齢者の方々や、団塊の世代の皆様にボランティアとして御参加をいただいております。まさに学校と地域社会、そして行政との融合事業として、また、高齢者、団塊の世代の方々に社会参加していただく事業といたしまして機能しております。

ほかにも、図書館におきましては学校への団体貸し出し、調べ学習の援助、新1年生への出前お話し会、市内中学生の職場体験の受け入れ等々で、学校教育との連携支援を行い、また、高齢者、団塊世代に向けての図書館サービスといたしましては資料の収集及び提供を行っているところでございます。

公民館におきましては、定年を迎える団塊の世代の皆様など、直接対象にした中高年生き生きライフや生きがい広場、また、デジタル画像編集講座の授業をいたしております。

スポーツ振興課におきましては、子どもの体力づくりといたしまして、小学校の学年行事における指導者の派遣等に取り組んでおりますし、団塊の世代を含む高齢者の皆様を対象といたしまして、健康促進と介護予防を目指しました事業を実施しております。

今後の進め方でございますが、先ほどの教育長答弁とも繰り返しとなってしまいますが、学社融合促進の機会の設定、また条件整備の拡充を目指すとともに、団塊の世代、高齢者の皆様の社会参加と支援、また拠点づくり、こういったものに関しまして充実を図ろうと考えております。

**○10番（高橋章夫君）** それでは、3回目の質問になろうかと思いますが、1点お聞きいたします。宿泊学習教室について、川越参事は前任の学校でも宿泊学習教室を実施されたと聞いておりますが、前任校と、今回実施された宿泊教室について、差し支えなければ御感想をお聞かせいただければありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

**○参事（川越孝洋君）** 前任校との宿泊学習教室の違いについての感想ということでございますが、以前、私が経験したものと、本市で実施をいたしましたスプリングスクールとは実施時期や、若干の目的が異なっております。本事業として目標といたしました学習習慣の定着でありますとか、あるいは生活習慣の改善、そしてまた教師が子どもたちと向き合う時間を確保するといった点では同様でございますけれども、本市で行いましたことにつきましては中学校入学間もない時期に実施する意義として、中学校生活の早期適応や、あるいは中学校のスタート時に学力状況を教師が把握するといったようなことを加えておりまして、本事業の生徒の評価にもございますように、目的に沿った評価項目の中で85%以上の達成感ということで生徒の方はこたえております。

特に、その中で注目すべき点は、やはり友達と仲よく過ごすことができたかという項目が一番高こうございまして、95%の生徒がその達成感を感じております。これは本市の不登校の出現状況を改善する意味におきましても、あるいは本市の目標としました中学校への早期適応、あるいは教員の生徒理解という点ではこの時期に実施した意味として大変大きいのではないかとというふうにとらえております。

今回は初年度でございましたので、施設面での収容の問題、そしてまた、学習の机やイス等の問題がございました。さらには、先ほど申し上げましたように人手が少し足りなかったかなというふうなところで、帯同人員の課題といったようなところを感じております。こういう問題点をクリアすべく準備を進めまして、次年度へ、より質の高い事業へ発展していきたいというふうに考えているところでございまして、そういった感想でございします。

○10番（高橋章夫君） それでは、幾つか。拝島駅自由通路に関しましては、各関係機関等の連携を1日も早くしていただきまして、完成に向けての期待をさせていただきたいと思ひます。これは要望しておきます。

次に、未利用地についてですが、例えば第一市営住宅用地を土地開発等につけ、整備して、個人住宅用として建物を規制してはどうか。例えば、永田橋を渡ったあきる野市側にヨーロッパふうの町並みが25世帯ぐらいできたと、そのようなことを聞いております。そういう市のある程度生きた場所を、町並みをつくって、これは市民と共同でそういうような開発ができたらいいなということを、時間がかかるかもしれませんが、やはり市の財源を生むにはこういうことから、先ほど羽場議員さんからありました定住という部分にもつながってくるかと。まして、これは税収にもつながってくるのではないかと、そんな気もいたしますので、これは要望しておきます。

そして、宿泊学習教室について、今後ですが、開催地や内容を精査・検討され、さらなる成果と、生徒・児童の士気を高めてもらうことを期待しまして、以上要望として質問を終わります。ありがとうございました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって延会とすることに決定いたしました。

なお、次回本会議は6月6日、午前10時より開きます。

本日は、これをもって延会いたします。

午後3時51分 延会

